

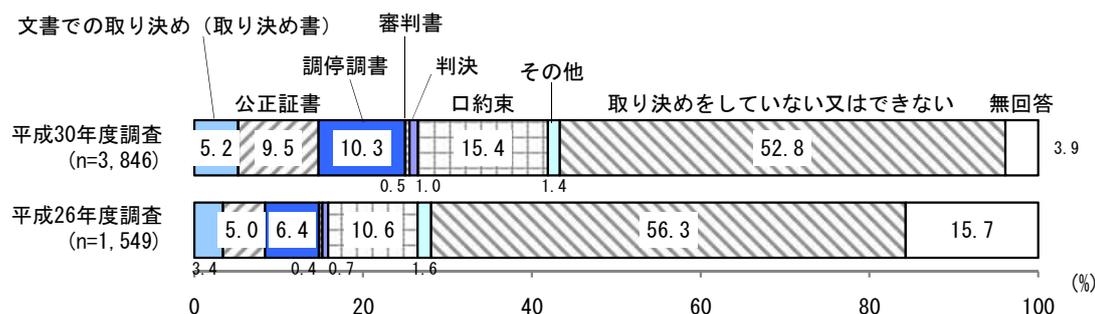
5. 養育費・面会交流について（死別でない方のみ）

（1）養育費の取り決め

① 養育費に関する取り決めの状況

問 34 養育費の取り決めをしていますか。（○は1つ）

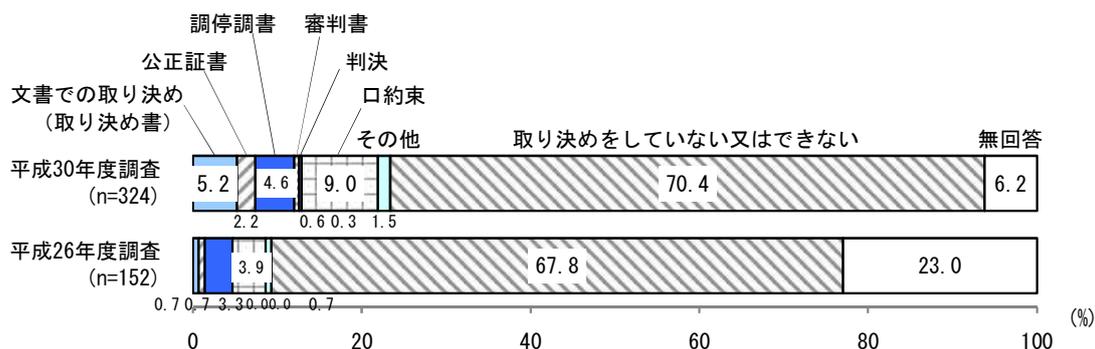
【図 5-1①-1 経年比較 養育費に関する取り決めの状況（母子家庭）】



養育費の取り決めをしているかについて、母子家庭では「取り決めをしていない又はできない」が52.8%で最も多くなっている。取り決めをしている人では、「口約束」が15.4%で最も多く、次いで「調停調書」が10.3%、「公正証書」が9.5%となっている。また、何らかの取り決めをしている割合は43.3%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「口約束」が4.8ポイント、「公正証書」が4.5ポイント増加しており、何らかの取り決めをしている割合では15.3ポイント増加している。一方、「取り決めをしていない又はできない」は3.5ポイント減少している。(図 5-1①-1)

【図 5-1①-2 経年比較 養育費に関する取り決めの状況（父子家庭）】



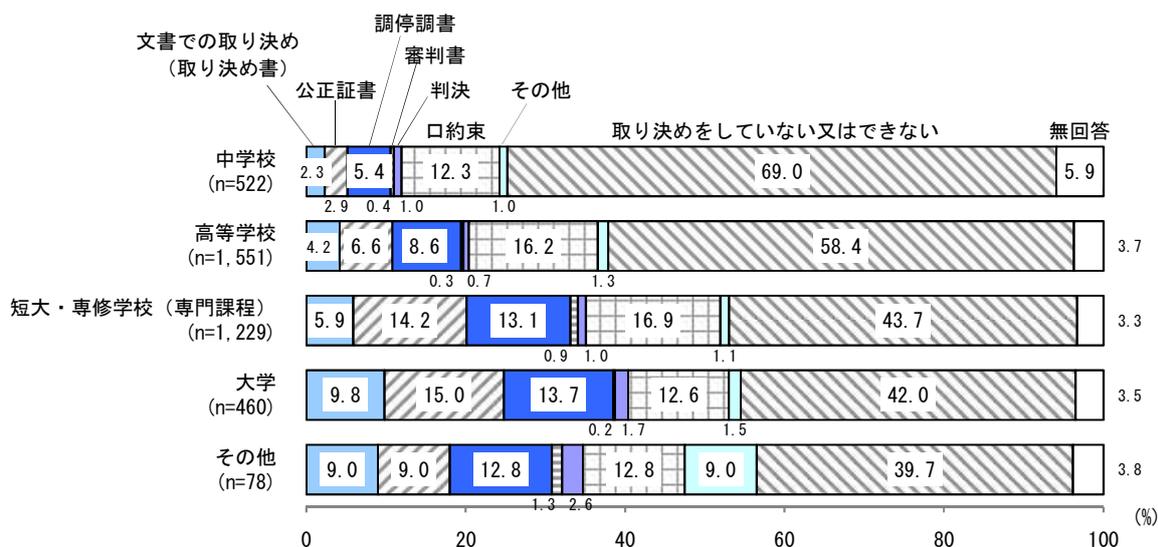
父子家庭では、「取り決めをしていない又はできない」が70.4%で最も多くなっている。取り決めをしている人では、「口約束」が9.0%で最も多く、次いで「文書での取り決め (取り決め書)」が5.2%、「調停調書」が4.6%となっている。また、何らかの取り決めをしている割合は23.4%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「口約束」が5.1ポイント、「文書での取り決め (取り決め書)」が4.5ポイント増加しており、何らかの取り決めをしている割合では14.2ポイント増加している。(図 5-1①-2)

母子家庭について、母親の最終学歴別でみると、中学校、高等学校卒業の母親では「取り決めをしていない又はできない」が過半数を占めているが、高学歴になるほど、取り決めをしている割合が高くなっている。

なお、取り決めをしている人では、中学校、高等学校、短大・専修学校（専門課程）卒業の母親は「口約束」が最も多くなっているが、大学卒業の母親では「公正証書」が15.0%で最も多く、次いで「調停調書」が13.7%となっている。（図5-1①-3）

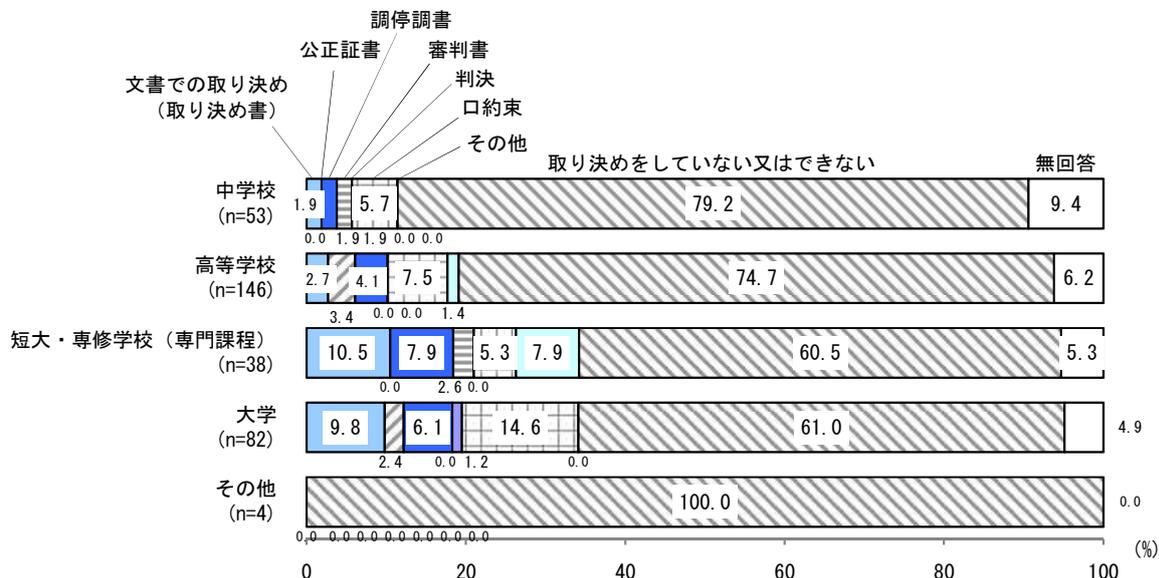
【図5-1①-3 母親の最終学歴別 養育費に関する取り決めの状況（母子家庭）】



父子家庭について、父親の最終学歴別でみると、学歴にかかわらず「取り決めをしていない又はできない」が過半数を占めている。

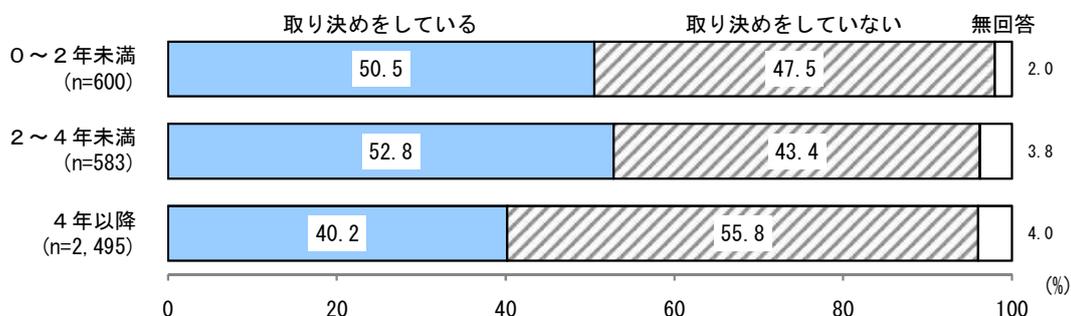
取り決めをしている人では、短大・専修学校（専門課程）、大学卒業の父親の割合が高くなっており、短大・専修学校（専門課程）卒業の父親は「文書での取り決め（取り決め書）」が10.5%、大学卒業の父親は「口約束」が14.6%で、それぞれ最も多くなっている。（図5-1①-4）

【図5-1①-4 父親の最終学歴別 養育費に関する取り決めの状況（父子家庭）】



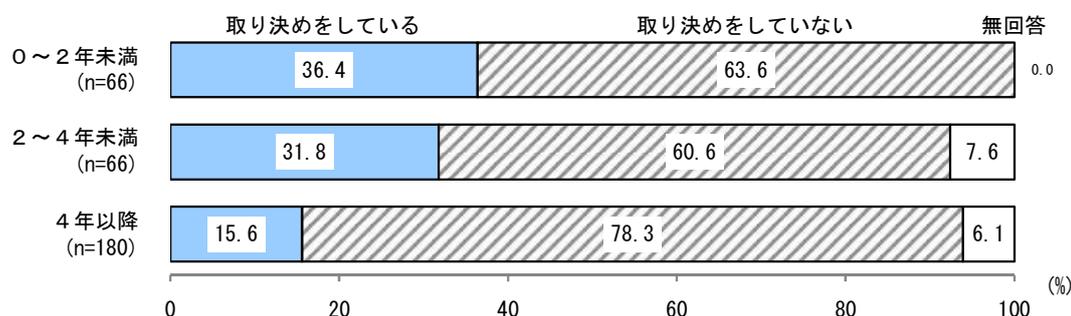
母子家庭について、養育費の取り決め有無を、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、「取り決めている」割合が、4年未満で5割台を占める一方、4年以降になると40.2%になっている。(図5-1①-5)

【図5-1①-5 ひとり親家庭になってからの期間別 養育費の取り決め有無 (母子家庭)】



父子家庭について、養育費の取り決め有無を、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、期間にかかわらず「取り決めていない」が過半数を占めており、長期になるほど「取り決めている」割合は低くなっている。(図5-1①-6)

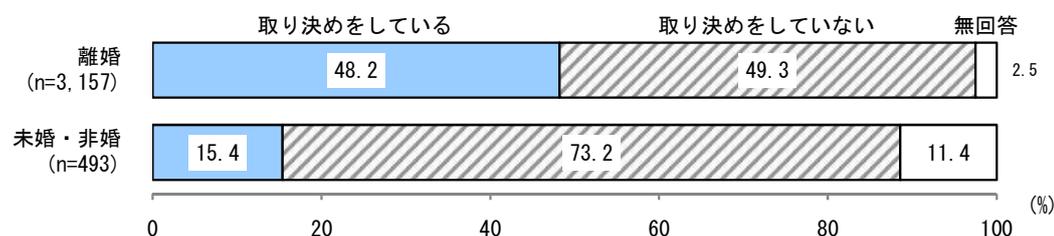
【図5-1①-6 ひとり親家庭になってからの期間別 養育費の取り決め有無 (父子家庭)】



母子家庭について、養育費の取り決め有無を、ひとり親家庭になった理由別で見ると、離婚をした母親は「取り決めている」が48.2%、「取り決めていない」が49.3%とほぼ同率になっている。

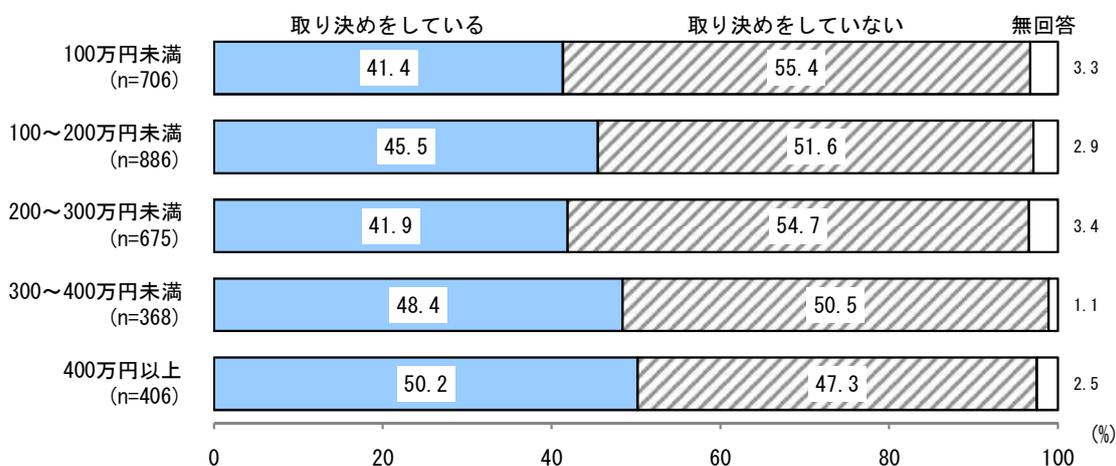
未婚・非婚の母親は「取り決めている」が15.4%で、「取り決めていない」(73.2%)のほうが大幅に多くなっている。(図5-1①-7)

【図5-1①-7 ひとり親家庭になった理由別 養育費の取り決め有無 (母子家庭)】



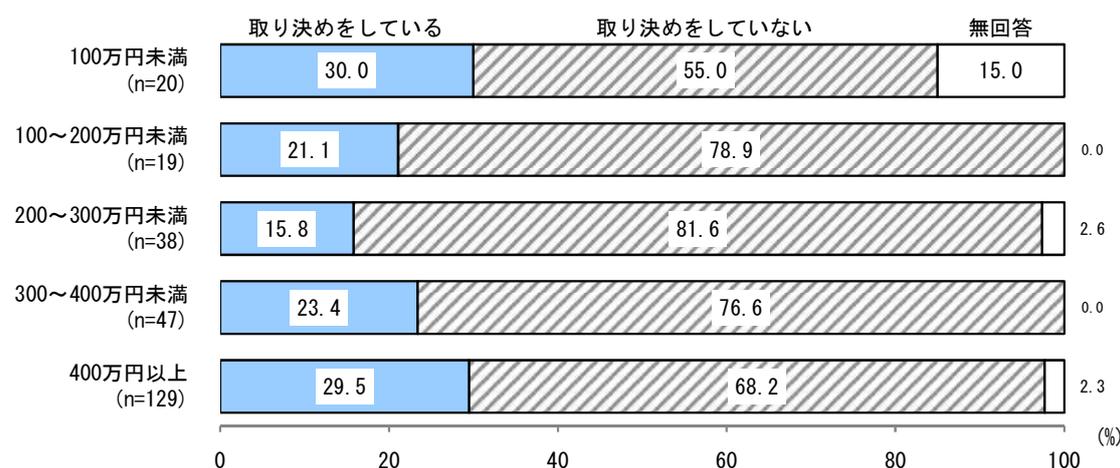
母子家庭について、養育費の取り決め有無を、自身の年間就労収入別で見ると、就労年収にかかわらず「取り決めをしていない」は約半数を占めているが、高額になるほど「取り決めをしている」割合が高い傾向にある。(図 5-1①-8)

【図 5-1①-8 自身の年間就労収入別 養育費の取り決め有無 (母子家庭)】



父子家庭について、養育費の取り決め有無を、自身の年間就労収入別で見ると、就労年収にかかわらず「取り決めをしていない」は過半数を占めている。一方、「取り決めをしている」割合では、就労年収 100 万円未満が 30.0%で、高額になるほど就労年収 300 万円未満までは低くなっているが、就労年収 300 万円以上になると高くなっている。(図 5-1①-8)

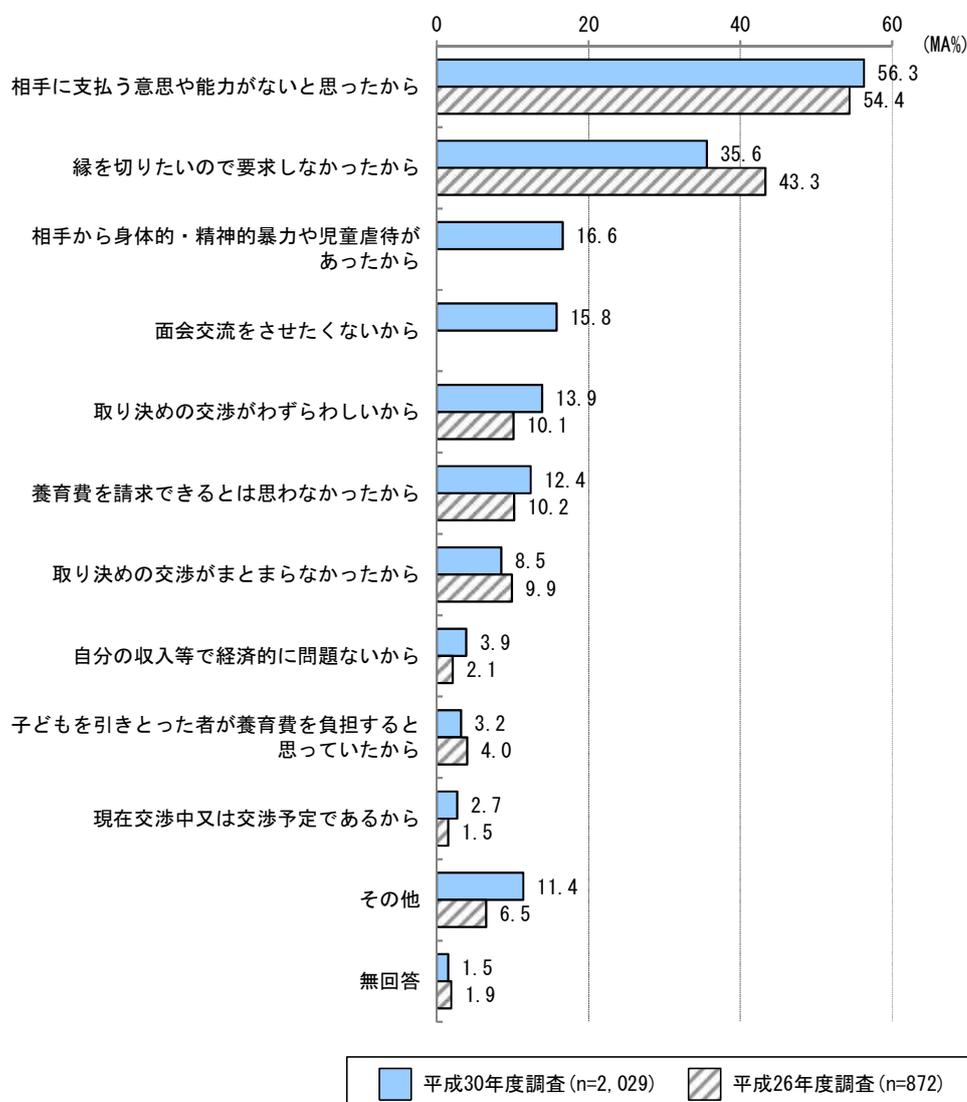
【図 5-1①-9 自身の年間就労収入別 養育費の取り決め有無 (父子家庭)】



② 養育費の取り決めをしていない理由

問 34-1 問 34 で「取り決めをしていない又はできない」と回答した方におうかがいします。
 養育費の取り決めをしていない又はできない理由は何ですか。
 (〇はあてはまるものすべて)

【図 5-1②-1 経年比較 養育費の取り決めをしていない理由 (母子家庭)】

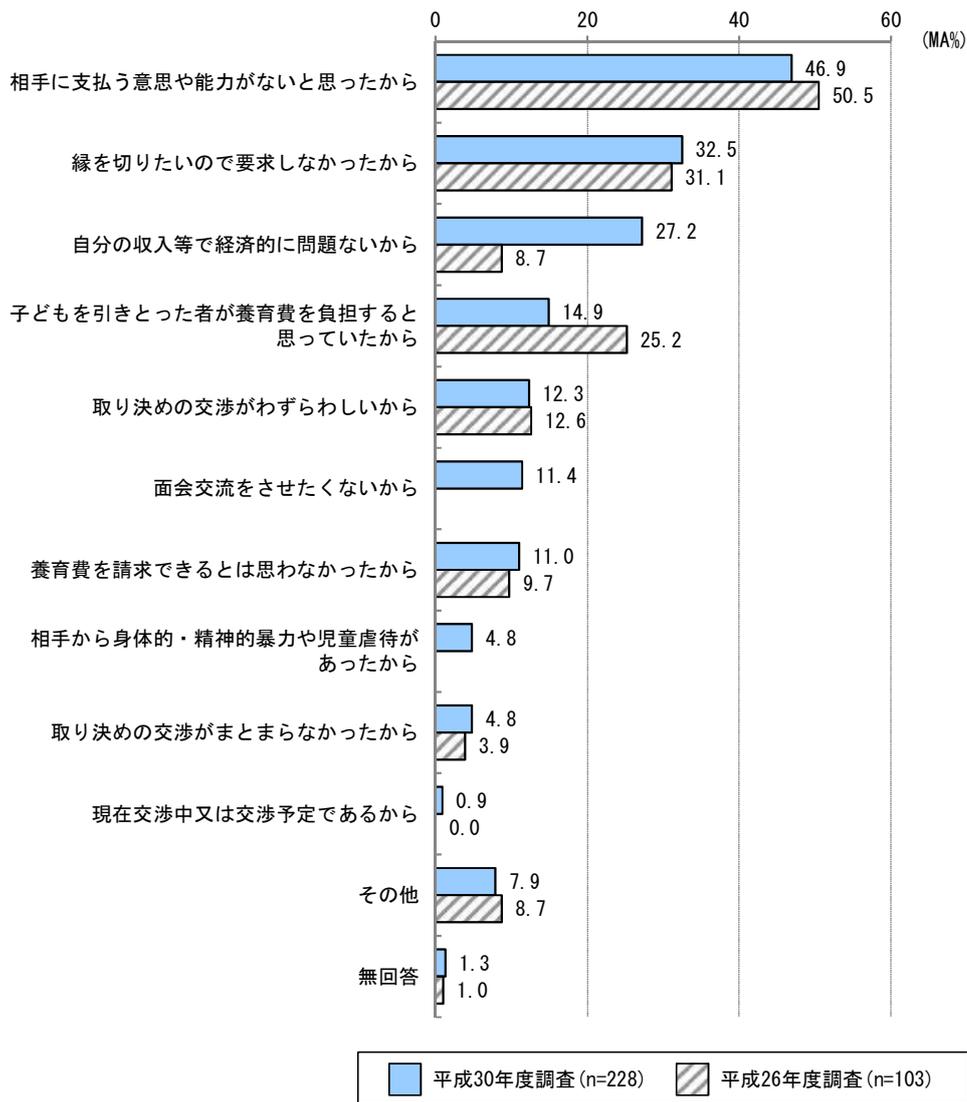


※平成 26 年度調査では「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」と「面会交流をさせたくないから」の選択肢は設けられていない。

養育費の取り決めをしていない又はできないと回答した人に、その理由をたずねると、母子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が 56.3% で最も多く、次いで「縁を切りたいので要求しなかったから」が 35.6%、「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」が 16.6%、「面会交流をさせたくないから」が 15.8% となっている。

平成 26 年度調査と比較すると、「取り決めの交渉がわずらわしいから」が 3.8 ポイント増加しており、「縁を切りたいので要求しなかったから」は 7.7 ポイント減少している。(図 5-1②-1)

【図 5-1②-2 経年比較 養育費の取り決めをしていない理由（父子家庭）】



※平成 26 年度調査では「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから」と「面会交流をさせたくないから」の選択肢は設けられていない。

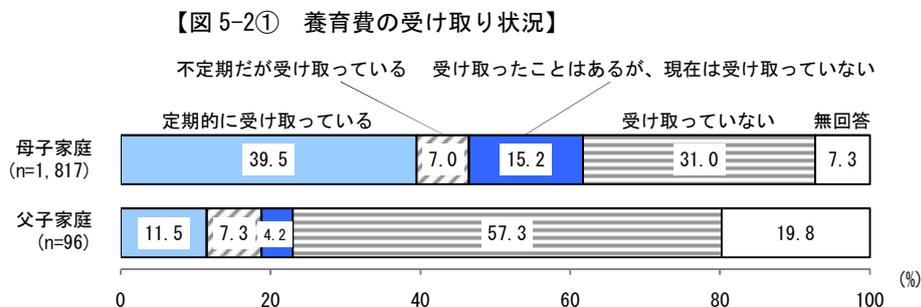
父子家庭では、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が 46.9% で最も多く、次いで「縁を切りたいので要求しなかったから」が 32.5%、「自分の収入等で経済的に問題ないから」が 27.2%、「子どもを引きとった者が養育費を負担すると思っていたから」が 14.9% となっている。

平成 26 年度調査と比較すると、「自分の収入等で経済的に問題ないから」が 18.5 ポイント増加しており、「子どもを引き取った者が養育費を負担すると思っていたから」は 10.3 ポイント減少している。(図 5-1②-2)

(2) 養育費の受け取り

① 養育費の受け取り状況

問 35 問 34 で「取り決めをしていない又はできない」以外を回答した方におうかがいします。養育費を受け取っていますか。(○は1つ)

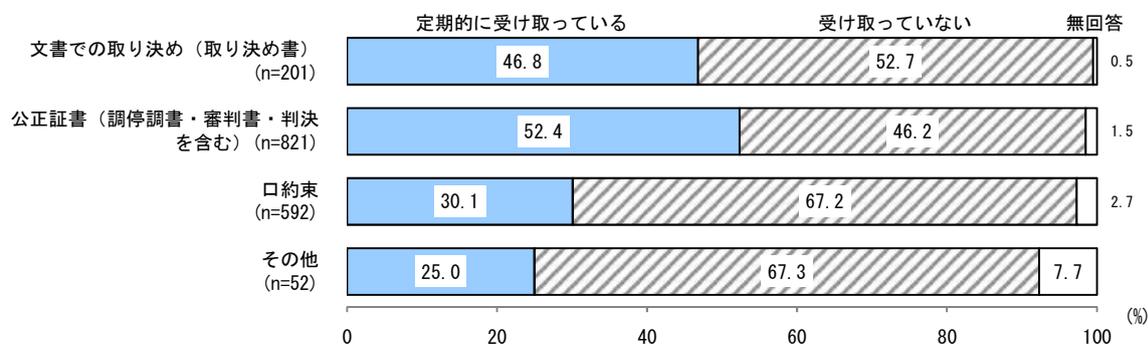


養育費の取り決めをしている人に、養育費を受け取っているかをたずねると、母子家庭では「定期的な受け取っている」が 39.5% で最も多く、次いで「受け取っていない」が 31.0% となっている。また、定期的な受け取っていない割合は 53.2% を占めている。

父子家庭では「受け取っていない」が 57.3% を占めており、「定期的な受け取っている」は 11.5% となっている。(図 5-2①)

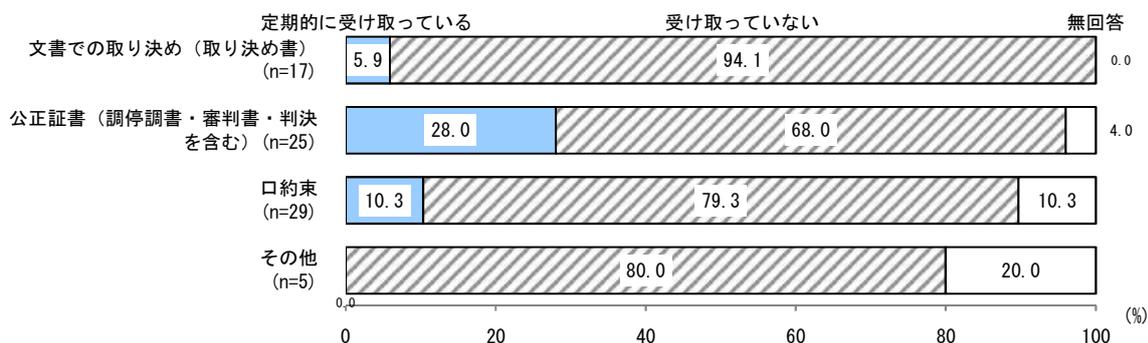
母子家庭について、養育費の定期的な受け取り状況を、養育費の取り決め内容別で見ると、「定期的な受け取っている」割合は、公正証書のある母親が 52.4% で最も高くなっている。(図 5-2①-1)

【図 5-2①-1 養育費の取り決め内容別 養育費の定期的な受け取り状況 (母子家庭)】



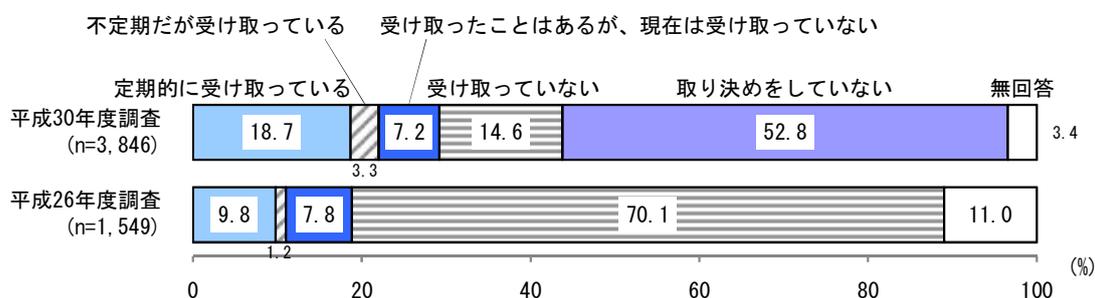
父子家庭について、養育費の定期的な受け取り状況を、養育費の取り決め内容別で見ると、母数が少ないので、一概には言えないが、「定期的な受け取っている」割合は、公正証書のある父親が 28.0% で最も高くなっている。(図 5-2①-2)

【図 5-2①-2 養育費の取り決め内容別 養育費の定期的な受け取り状況 (父子家庭)】



《※以降の『養育費の受け取り状況』については、「(養育費の) 取り決めでしていない」人も含む。》

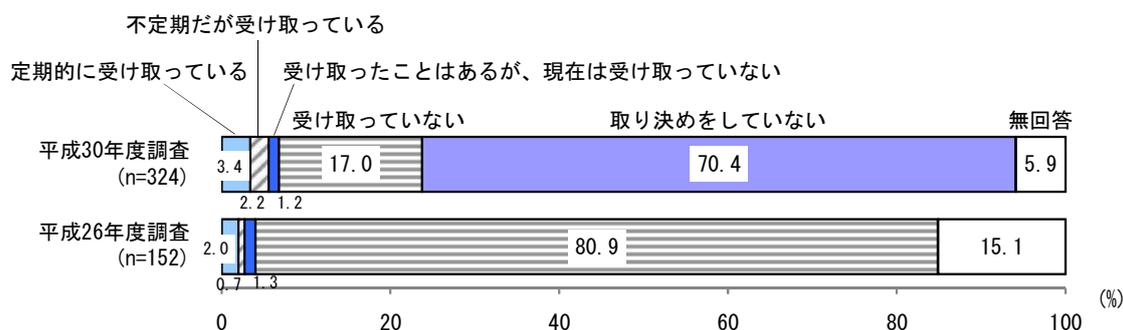
【図 5-2①-3 経年比較 養育費の受け取り状況 (母子家庭)】



養育費の取り決めでしていない人を含めて再集計したところ、母子家庭では「定期的な受け取っている」は18.7%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「定期的な受け取っている」が8.9ポイント増加している。(図 5-2①-3)

【図 5-2①-4 経年比較 養育費の受け取り状況 (父子家庭)】

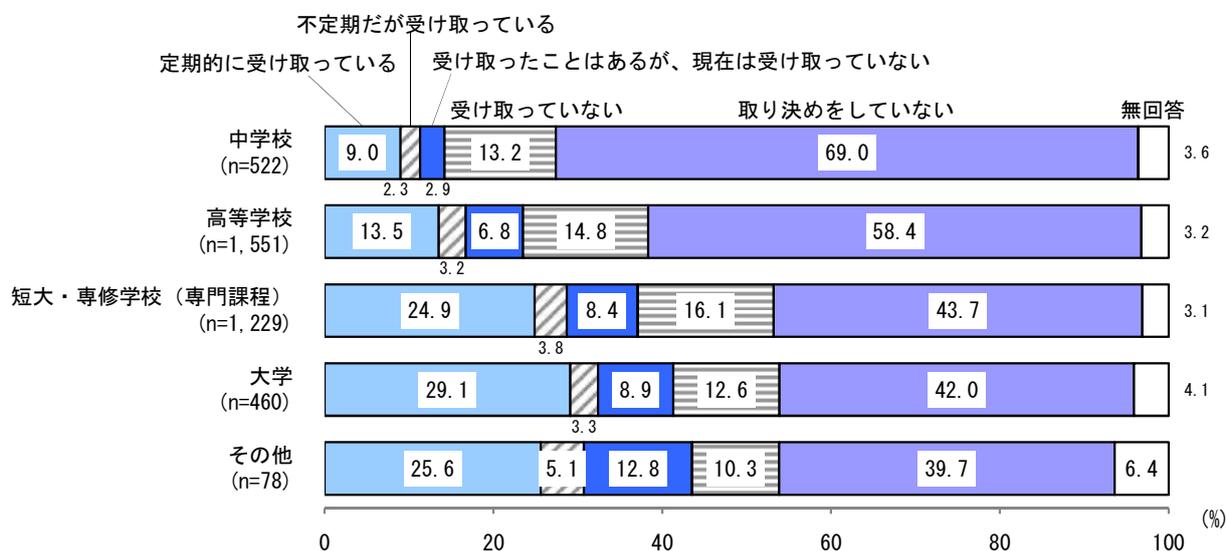


養育費の取り決めでしていない人を含めて再集計したところ、父子家庭では「定期的な受け取っている」は3.4%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「定期的な受け取っている」が1.4ポイント増加している。(図 5-2①-4)

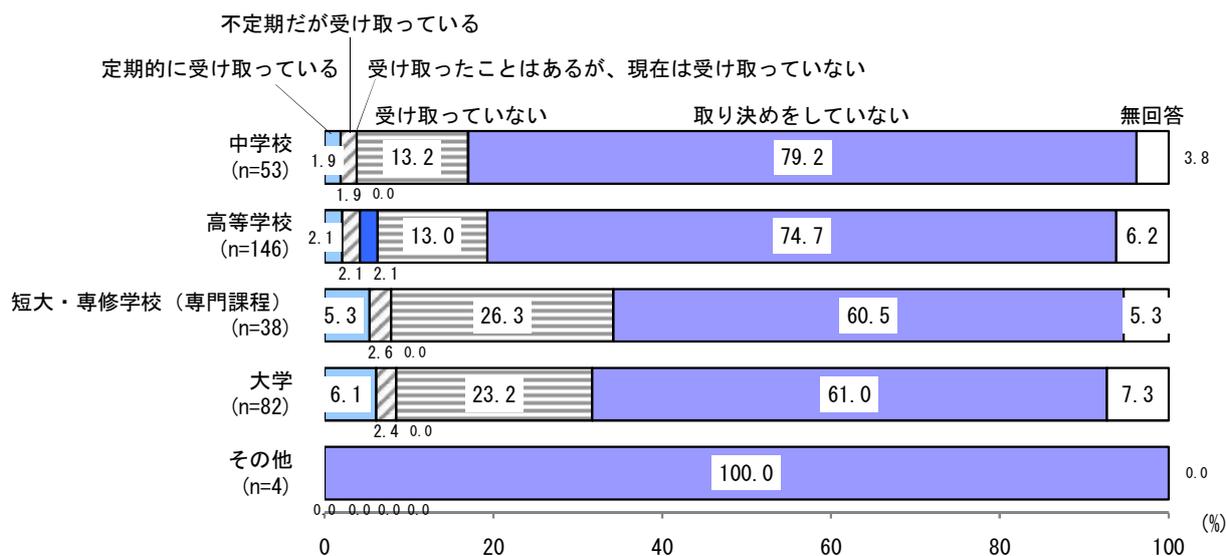
母子家庭について、母親の最終学歴別でみると、「定期的に受け取っている」割合は、高学歴になるほど高くなっており、短大・専修学校（専門課程）卒業の母親は24.9%、大学卒業の母親は29.1%となっている。（図5-2①-5）

【図5-2①-5 母親の最終学歴別 養育費の受け取り状況（母子家庭）】



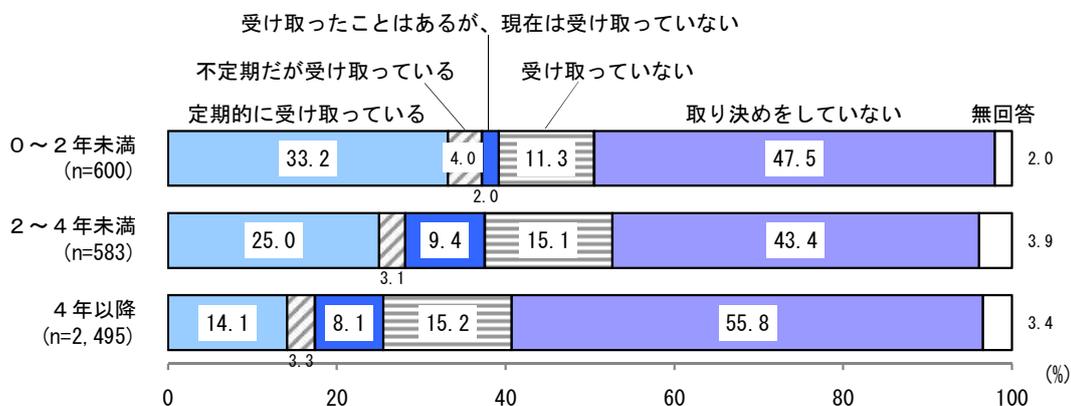
父子家庭について、父親の最終学歴別でみると、「定期的に受け取っている」割合は、学歴にかかわらず1割未満と低いが、高学歴になるほど高くなっており、短大・専修学校（専門課程）卒業の父親は5.3%、大学卒業の父親は6.1%となっている。（図5-2①-6）

【図5-2①-6 父親の最終学歴別 養育費の受け取り状況（父子家庭）】



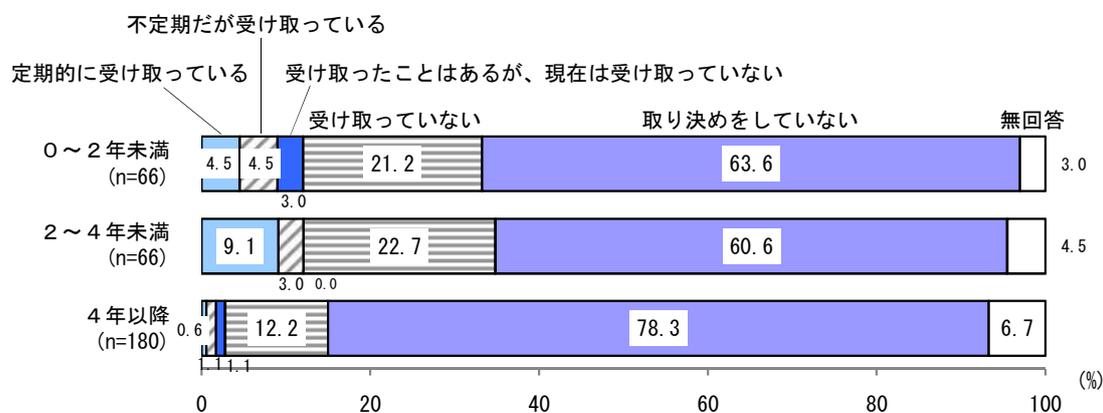
母子家庭について、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、「定期的に受け取っている」割合は、0～2年未満が33.2%となっているが、2～4年未満は25.0%、4年以降は14.1%となっており、長期になるほど低くなっている。(図5-2①-7)

【図5-2①-7 ひとり親家庭になってからの期間別 養育費の受け取り状況（母子家庭）】



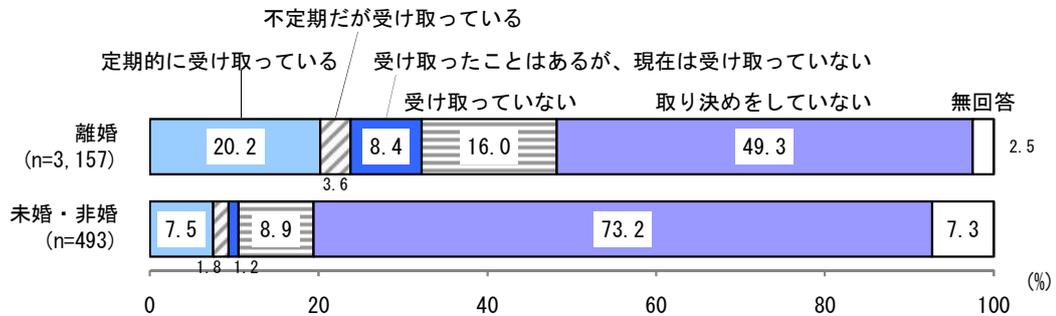
父子家庭について、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、「定期的に受け取っている」割合は、2～4年未満が9.1%で最も高くなっている。(図5-2①-8)

【図5-2①-8 ひとり親家庭になってからの期間別 養育費の受け取り状況（父子家庭）】



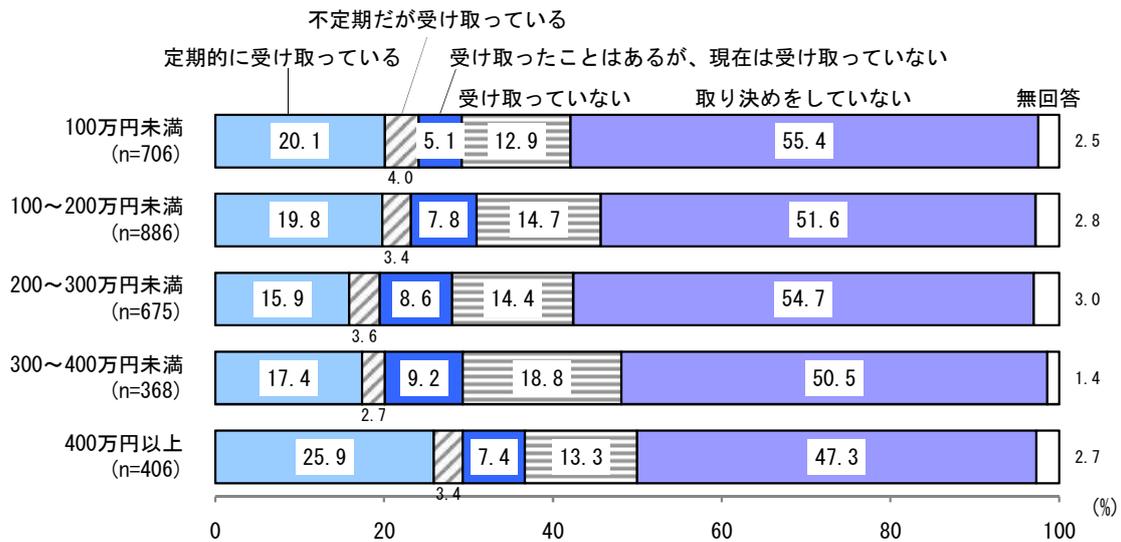
母子家庭について、ひとり親家庭になった理由別でみると、「定期的に受け取っている」割合は、離婚をした母親が20.2%、未婚・非婚の母親は7.5%となっている。(図5-2①-9)

【図5-2①-9 ひとり親家庭になった理由別 養育費の受け取り状況(母子家庭)】



母子家庭について、自身の年間就労収入別でみると、「定期的に受け取っている」割合は、就労年収100万円未満、100～200万円未満の母親が約2割を占めているが、就労年収200～300万円未満の母親は15.9%と低くなっている。(図5-2①-10)

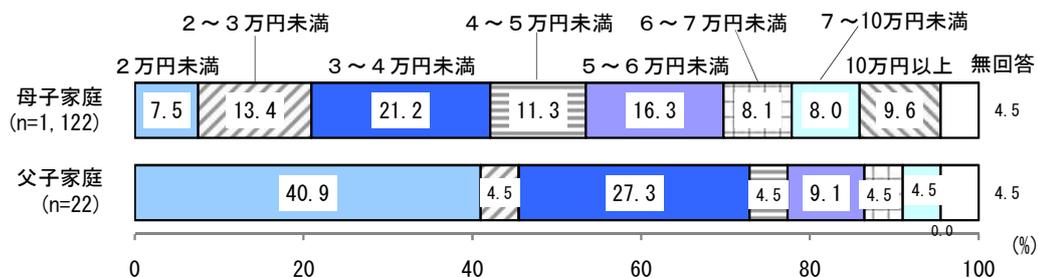
【図5-2①-10 自身の年間就労収入別 養育費の受け取り状況(母子家庭)】



② 養育費の額

問 35-1 問 35 で「受け取っている又は受け取っていた」と回答した方におうかがいします。養育費の額はおいくらですか。毎月の受け取り額（一定額でない方は、月あたりの平均額）を記入してください。（以前受け取っていた方は、受け取っていた額を記入してください。）

【図 5-2② 養育費の額】



養育費を受け取っている又は受け取っていた人に、養育費の額をたずねると、母子家庭では「3～4万円未満」が21.2%で最も多く、次いで「5～6万円未満」が16.3%となっており、平均額は約5.0万円となっている。

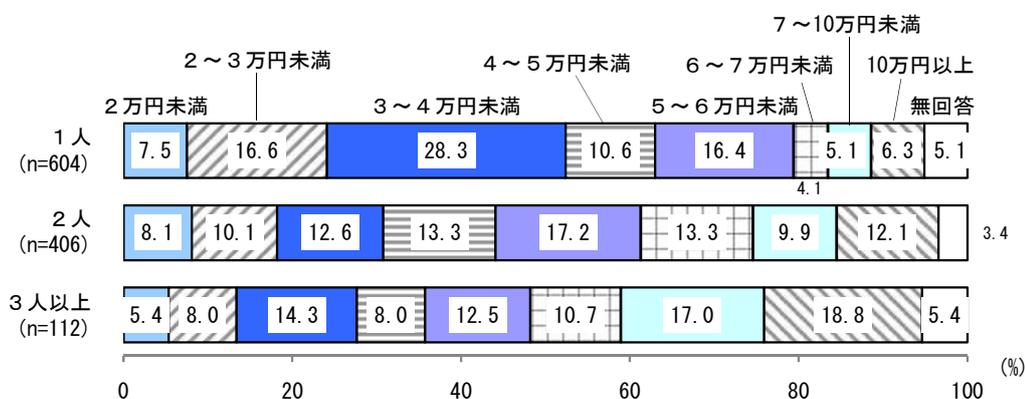
父子家庭では「2万円未満」が40.9%で最も多く、次いで「3～4万円未満」が27.3%となっており、平均額は約2.7万円となっている。（図 5-2②）

母子家庭について、子どもの人数別でみると、子ども1人の世帯は「3～4万円未満」が28.3%で最も多く、平均額は約4.4万円となっている。なお、他の世帯に比べて4万円未満の割合が高くなっている。

子ども2人の世帯は「5～6万円未満」が17.2%で最も多く、平均額は約5.4万円となっている。なお、他の世帯に比べて4～7万円未満の割合が高くなっている。

子ども3人以上の世帯は「10万円以上」が18.8%で最も多く、平均額は約6.6万円となっている。なお、他の世帯に比べて7万円以上の割合が高くなっている。（図 5-2②-1）

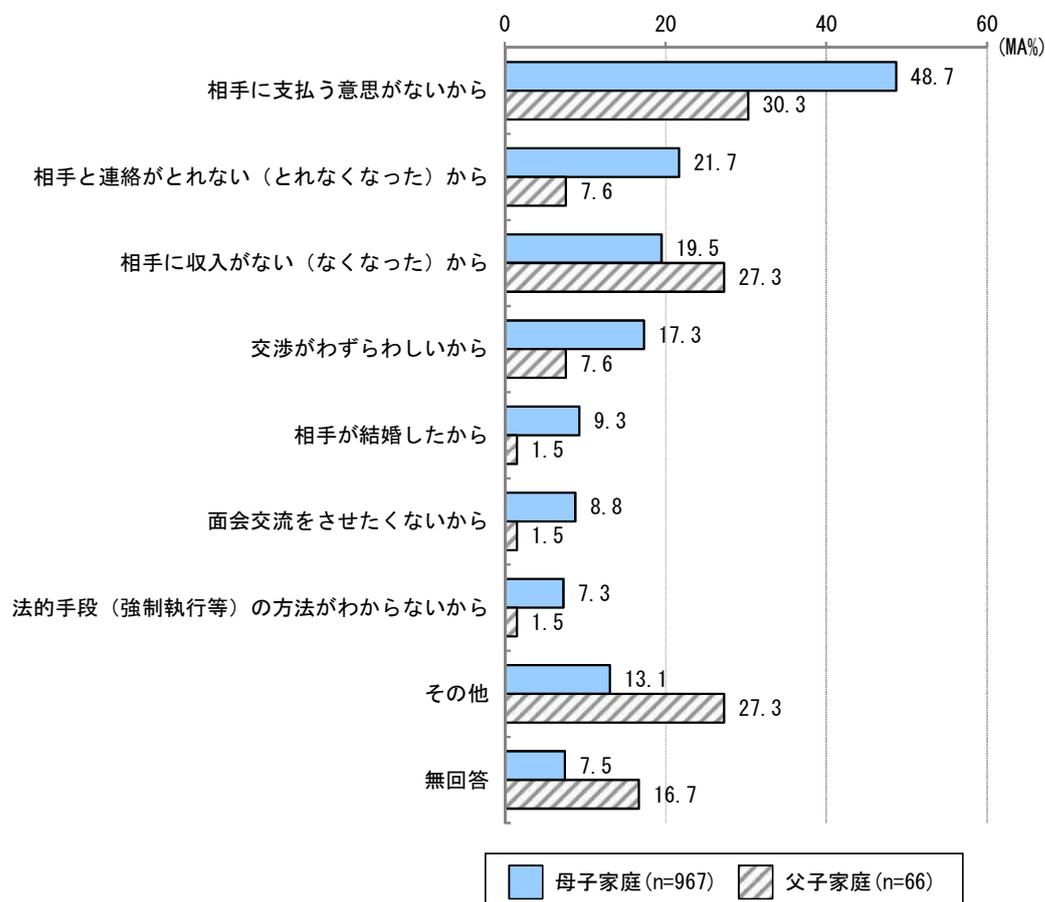
【図 5-2②-1 子どもの人数別 養育費の額（母子家庭）】



③ 養育費を受け取っていない理由

問 35-2 問 35 で「不定期の受け取り」又は「(現在は) 受け取っていない」と回答した方におうかがいします。
受け取っていない理由は何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

【図 5-2③ 養育費を受け取っていない理由】



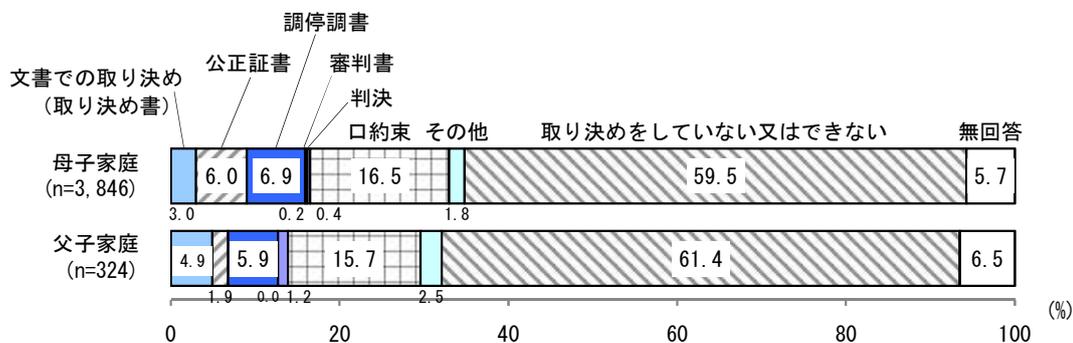
定期的に養育費を受け取っていない人に、受け取っていない理由をたずねると、母子家庭・父子家庭とも「相手に支払う意思がないから」が最も多く、母子家庭は 48.7%、父子家庭は 30.3%となっている。これに次いで、母子家庭は「相手と連絡がとれない (とれなくなった) から」が 21.7%、父子家庭は「相手に収入がない (なくなった) から」が 27.3%となっている。(図 5-2③)

(3) 面会交流の取り決め

① 面会交流の取り決めの状況

問 36 面会交流の取り決めをしていますか。(○は1つ)

【図 5-3① 面会交流の取り決めの状況】

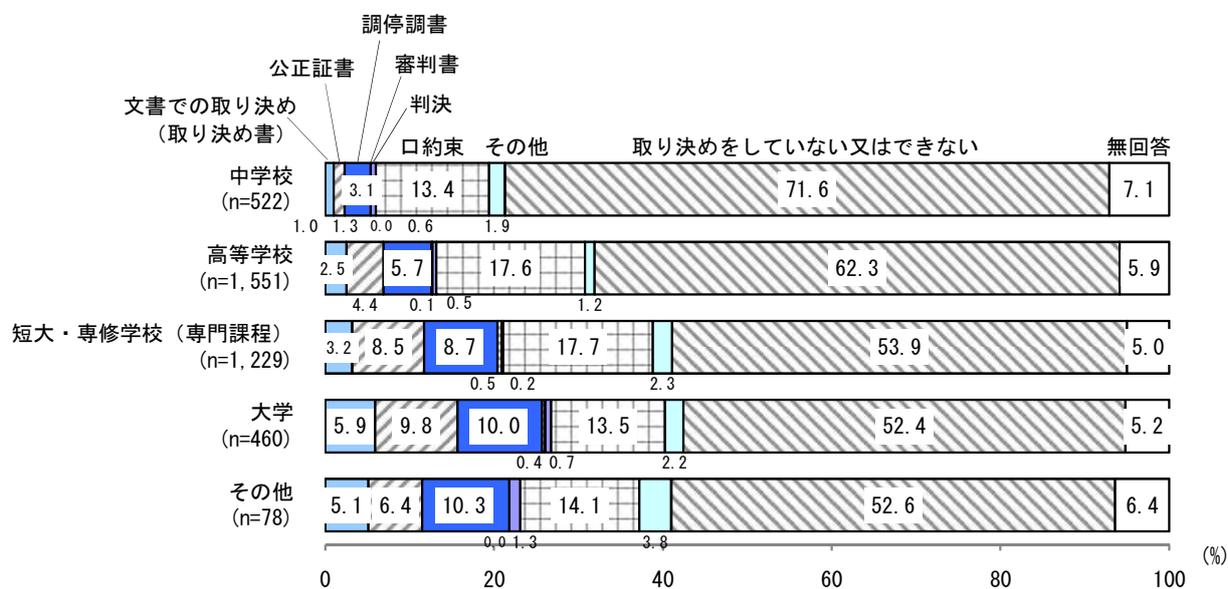


面会交流の取り決めをしているかについて、母子家庭・父子家庭とも「取り決めをしていない又はできない」が最も多く、母子家庭は59.5%、父子家庭は61.4%となっている。面会交流を取り決めしている人では、母子家庭・父子家庭とも「口約束」が最も多く、母子家庭は16.5%、父子家庭は15.7%となっている。これに次いで「調停調書」が、母子家庭で6.9%、父子家庭で5.9%となっている。また、面会交流について何らかの取り決めをしている割合では、母子家庭は34.8%、父子家庭は32.1%となっている。(図 5-3①)

母子家庭について、母親の最終学歴別でみると、学歴にかかわらず「取り決めをしていない又はできない」が過半数を占めている。

一方、取り決めをしている人では、高学歴になるほど「文書での取り決め（取り決め書）」や「公正証書」、「調停調書」の割合が高い傾向にある。（図 5-3①-1）

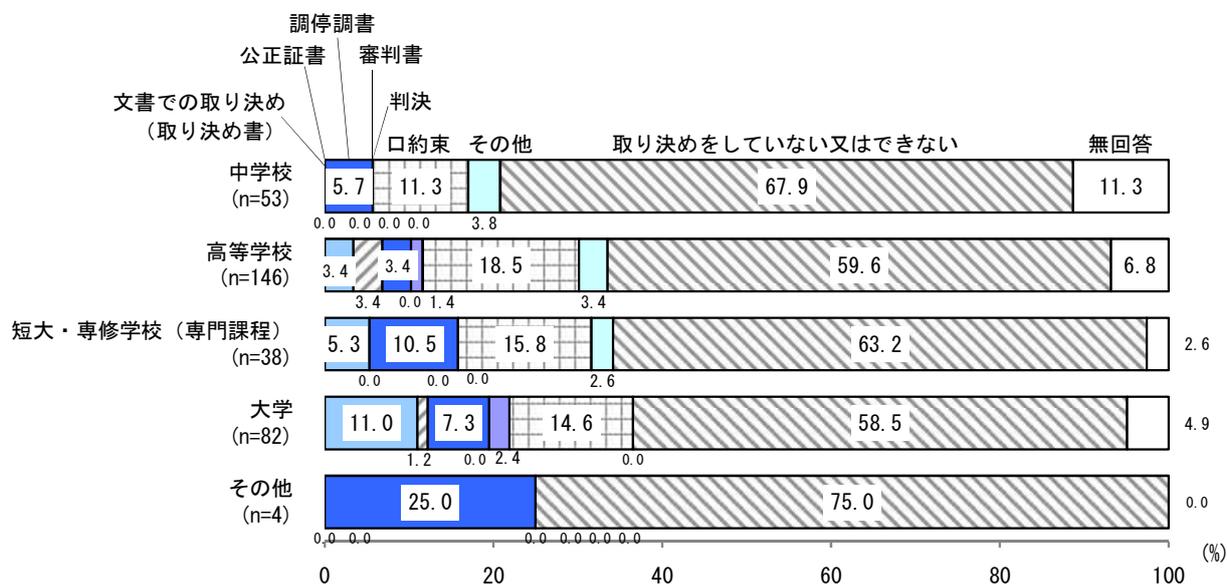
【図 5-3①-1 母親の最終学歴別 面会交流の取り決めの状況（母子家庭）】



父子家庭について、父親の最終学歴別でみると、学歴にかかわらず「取り決めをしていない又はできない」が過半数を占めている。

方、取り決めをしている人では、高学歴になるほど「文書での取り決め（取り決め書）」の割合が高い傾向にある。（図 5-3①-2）

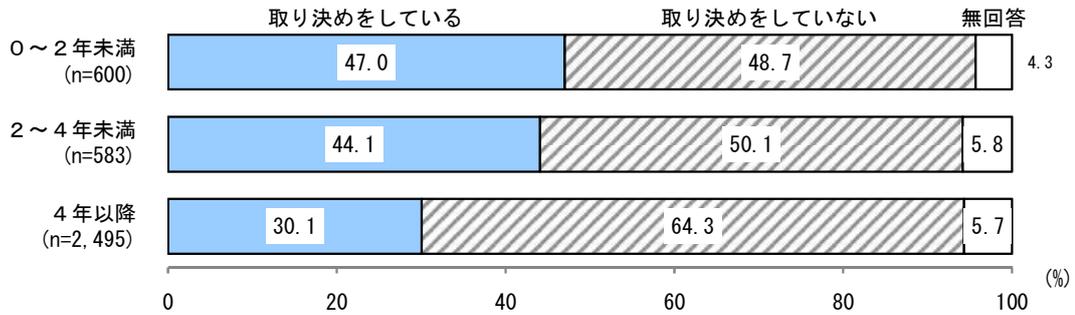
【図 5-3①-2 父親の最終学歴別 面会交流の取り決めの状況（父子家庭）】



母子家庭について、面会交流の取り決め有無を、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、0～2年未満で「取り決めをしている」が47.0%、「取り決めをしていない」が48.7%と僅差になっている。

しかし、長期になるほど「取り決めをしている」割合が低くなっており、4年以降になると30.1%となっている。(図5-3①-3)

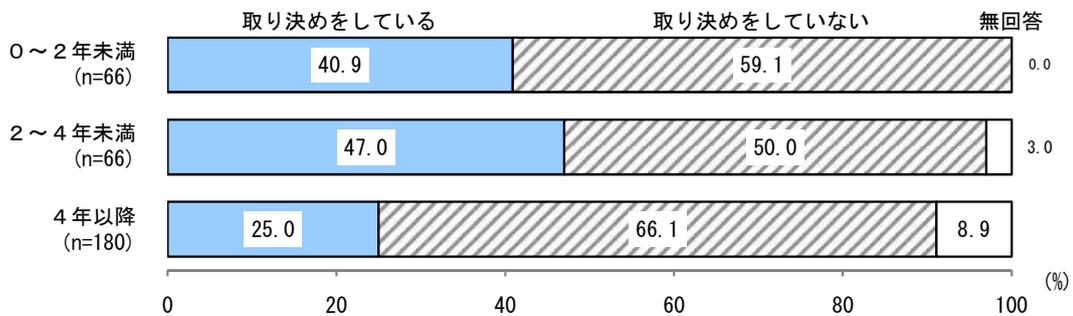
【図5-3①-3 ひとり親家庭になってからの期間別 面会交流の取り決め有無 (母子家庭)】



父子家庭について、面会交流の取り決め有無を、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、期間にかかわらず「取り決めをしていない」が過半数を占めている。

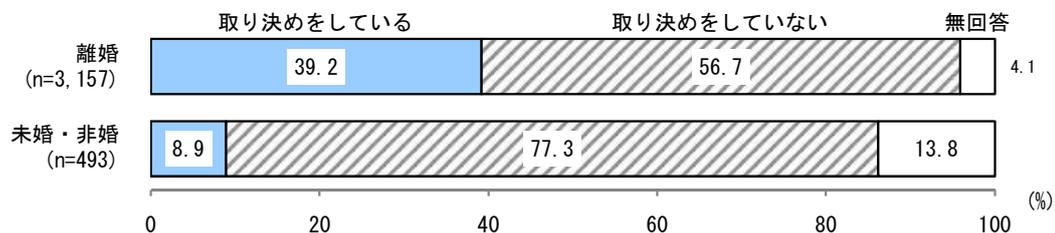
一方、「取り決めをしている」割合では、4年未満は4割台となっているが、4年以降になると25.0%と低くなっている。(図5-3①-4)

【図5-3①-4 ひとり親家庭になってからの期間別 面会交流の取り決め有無 (父子家庭)】



母子家庭について、面会交流の取り決め有無を、ひとり親家庭になった理由別で見ると、「取り決めをしている」割合では、離婚をした母親が39.2%、未婚・非婚の母親が8.9%となっている。(図5-3①-5)

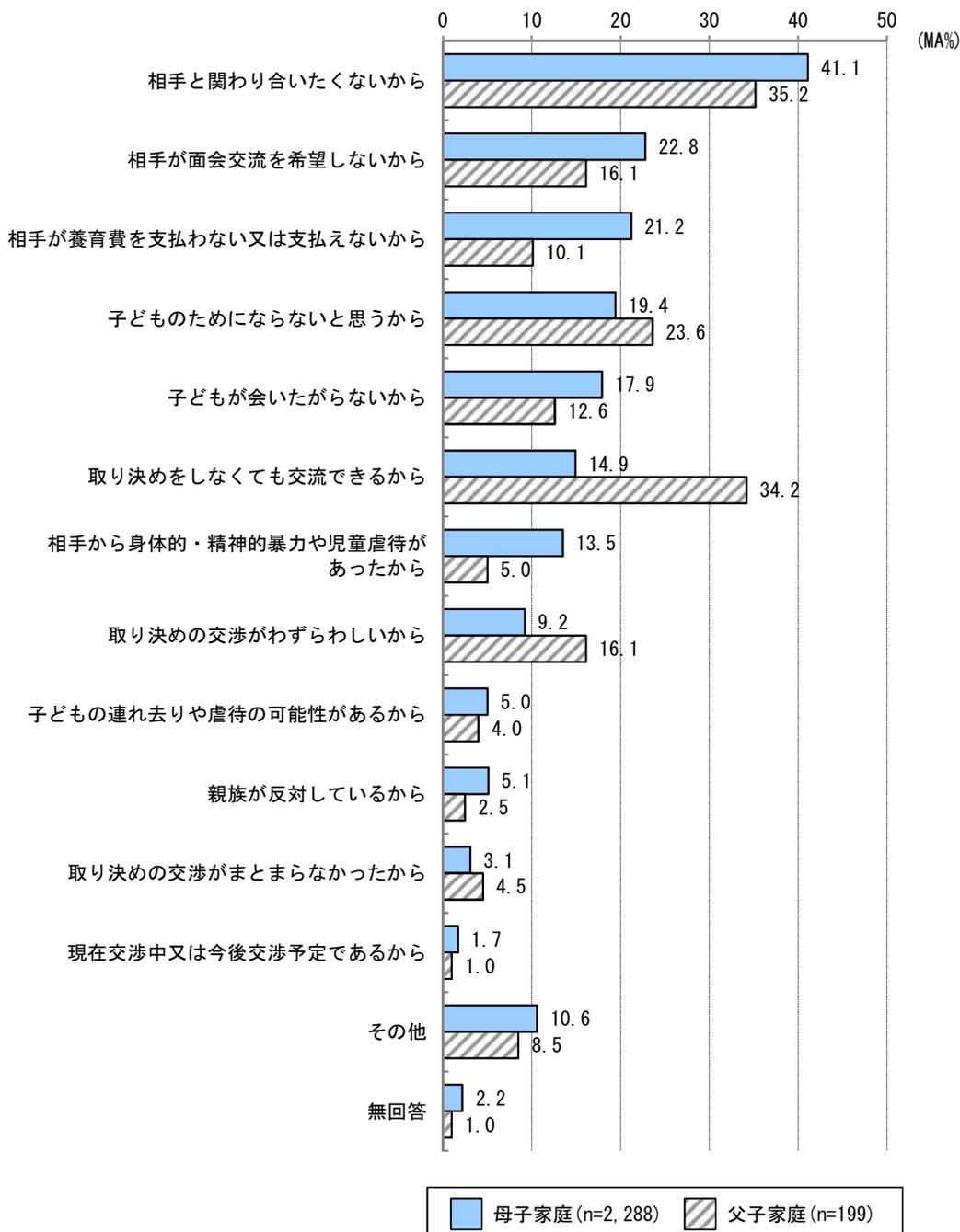
【図5-3①-5 ひとり親家庭になった理由別 面会交流の取り決め有無 (母子家庭)】



② 面会交流の取り決めをしていない理由

問 36-1 問 36 で「取り決めをしていない又はできない」と回答した方におうかがいします。
 面会交流の取り決めをしていない又はできない理由は何ですか。
 (〇はあてはまるものすべて)

【図 5-3② 面会交流の取り決めをしていない理由】



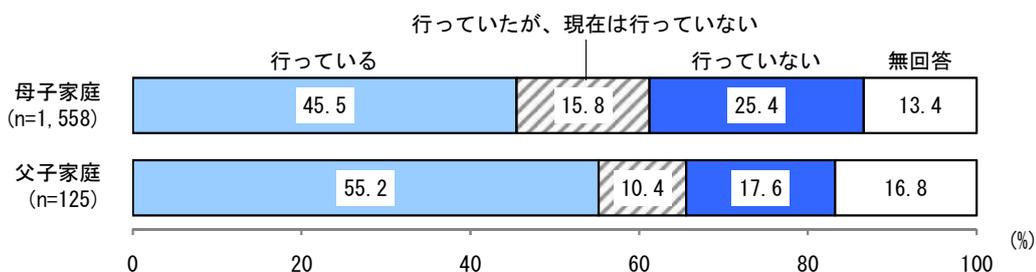
面会交流の取り決めをしていない又はできないと回答した人に、その理由をたずねると、母子家庭・父子家庭とも「相手と関わり合いたくないから」が最も多く、母子家庭は41.1%、父子家庭は35.2%となっている。これに次いで、母子家庭では「相手が面会交流を希望しないから」(22.8%)、「相手が養育費を支払わない又は支払えないから」(21.2%)となっており、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」(34.2%)、「子どものためにならないと思うから」(23.6%)となっている。(図 5-3②)

(4) 面会交流の実施

① 面会交流の実施状況

問 37 問 36 で「取り決めをしていない又はできない」以外を回答した人におうかがいします。面会交流を実施していますか。(○は1つ)

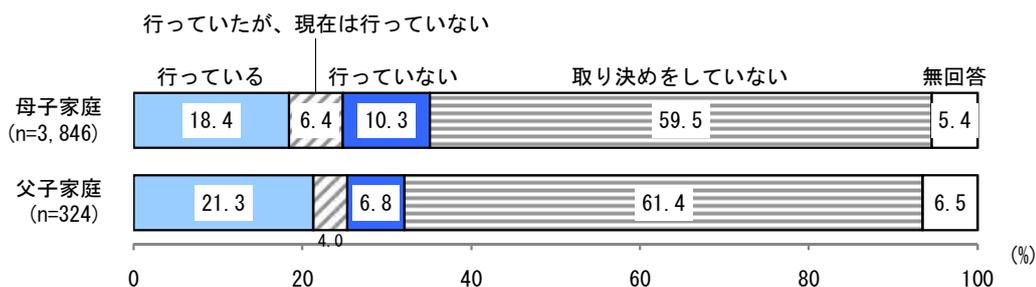
【図 5-4① 面会交流の実施状況】



面会交流の取り決めをしている人に、面会交流を実施しているかをたずねると、母子家庭・父子家庭とも「行っている」が最も多く、母子家庭は45.5%、父子家庭は55.2%となっている。(図 5-4①)

《※以降の『面会交流の実施状況』については、「(面会交流の) 取り決めをしていない」人も含む。》

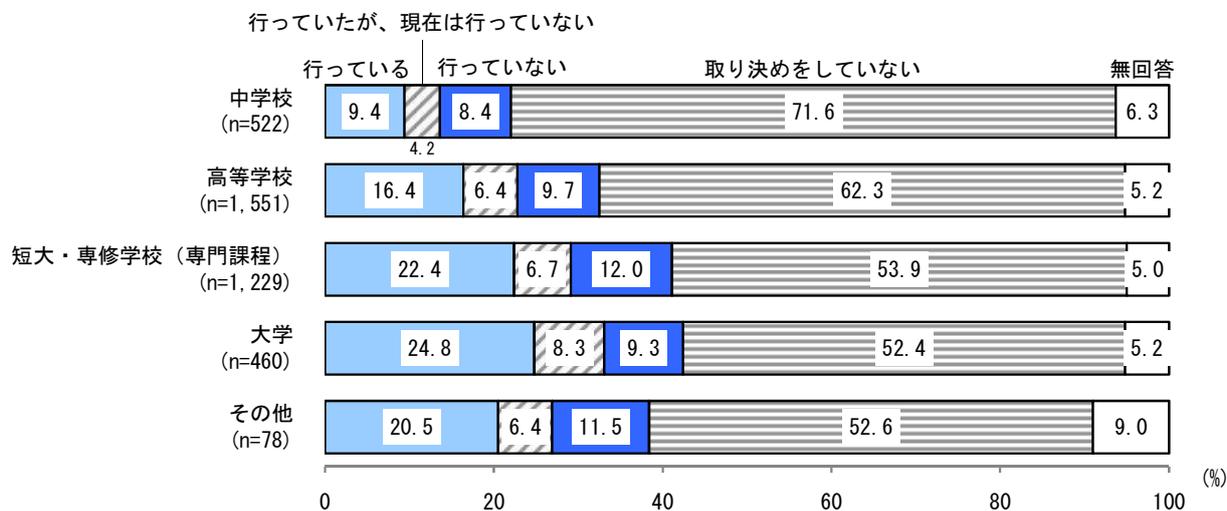
【図 5-4①-1 面会交流の実施状況】



面会交流の取り決めをしていない人を含めて再集計したところ、「行っている」は、母子家庭が18.4%、父子家庭が21.3%となっている。(図 5-4①-1)

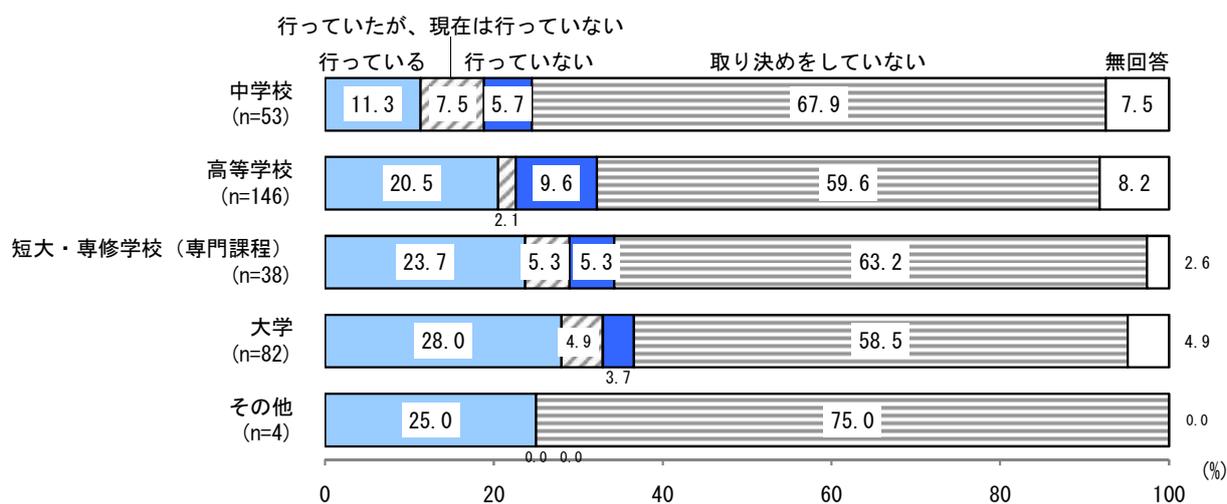
母子家庭について、母親の最終学歴別で見ると、「行っている」割合は、高学歴になるほど高くなっており、短大・専修学校（専門課程）卒業の母親は22.4%、大学卒業の母親は24.8%となっている。（図5-4①-2）

【図5-4①-2 母親の最終学歴別 面会交流の実施状況（母子家庭）】



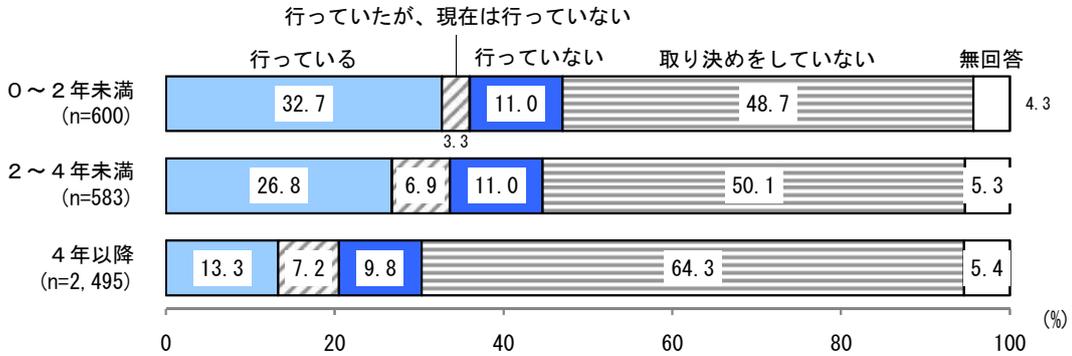
父子家庭について、父親の最終学歴別で見ると、「行っている」割合は、高学歴になるほど高くなっており、短大・専修学校（専門課程）卒業の父親は23.7%、大学卒業の父親は28.0%となっている。（図5-4①-3）

【図5-4①-3 父親の最終学歴別 面会交流の実施状況（父子家庭）】



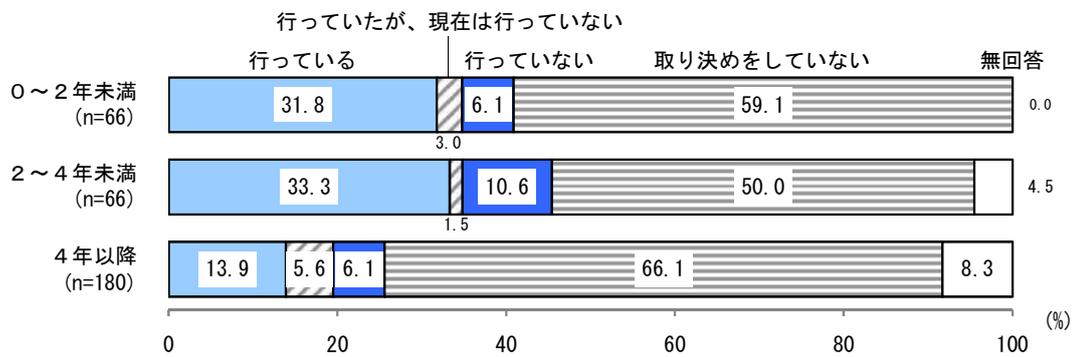
母子家庭について、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、「行っている」割合は、0～2年未満が32.7%となっているが、2～4年未満は26.8%、4年以降は13.3%となっており、長期になるほど低くなっている。(図5-4①-4)

【図5-4①-4 ひとり親家庭になってからの期間別 面会交流の実施状況(母子家庭)】



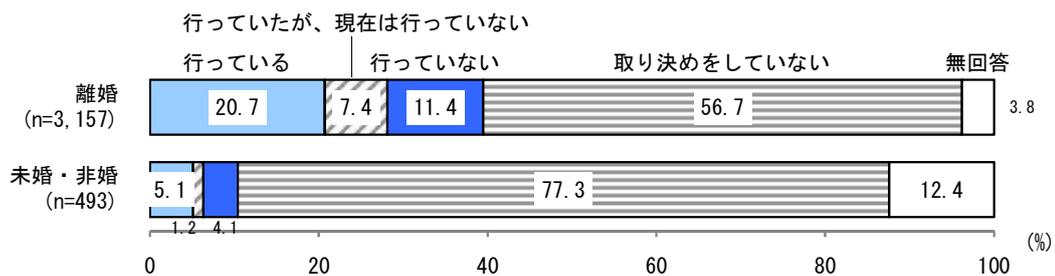
父子家庭について、ひとり親家庭になってからの期間別で見ると、「行っている」割合は、0～2年未満と2～4年未満は3割台となっているが、4年以降になると13.9%となっている。(図5-4①-5)

【図5-4①-5 ひとり親家庭になってからの期間別 面会交流の実施状況(父子家庭)】



母子家庭について、ひとり親家庭になった理由別で見ると、「行っている」割合は、離婚した母親が20.7%、未婚・非婚の母親が5.1%となっている。(図5-4①-6)

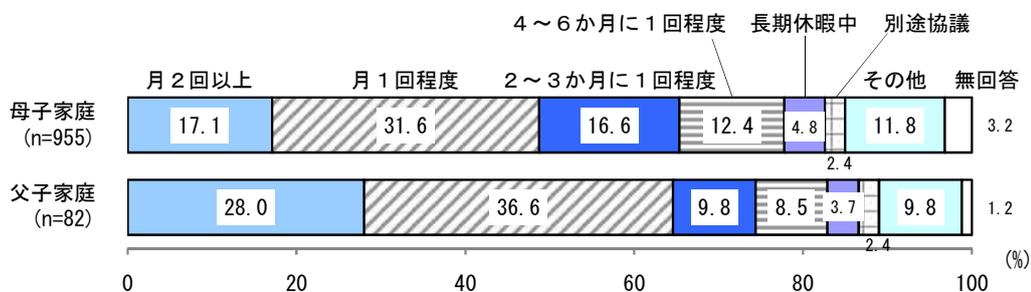
【図5-4①-6 ひとり親家庭になった理由別 面会交流の実施有無(母子家庭)】



② 面会交流の実施頻度

問 37-1 問 37 で「行っている又は行っていた」と回答した方におうかがいします。
面会交流の頻度はどれくらいですか。(○は1つ)

【図 5-4② 面会交流の実施頻度】

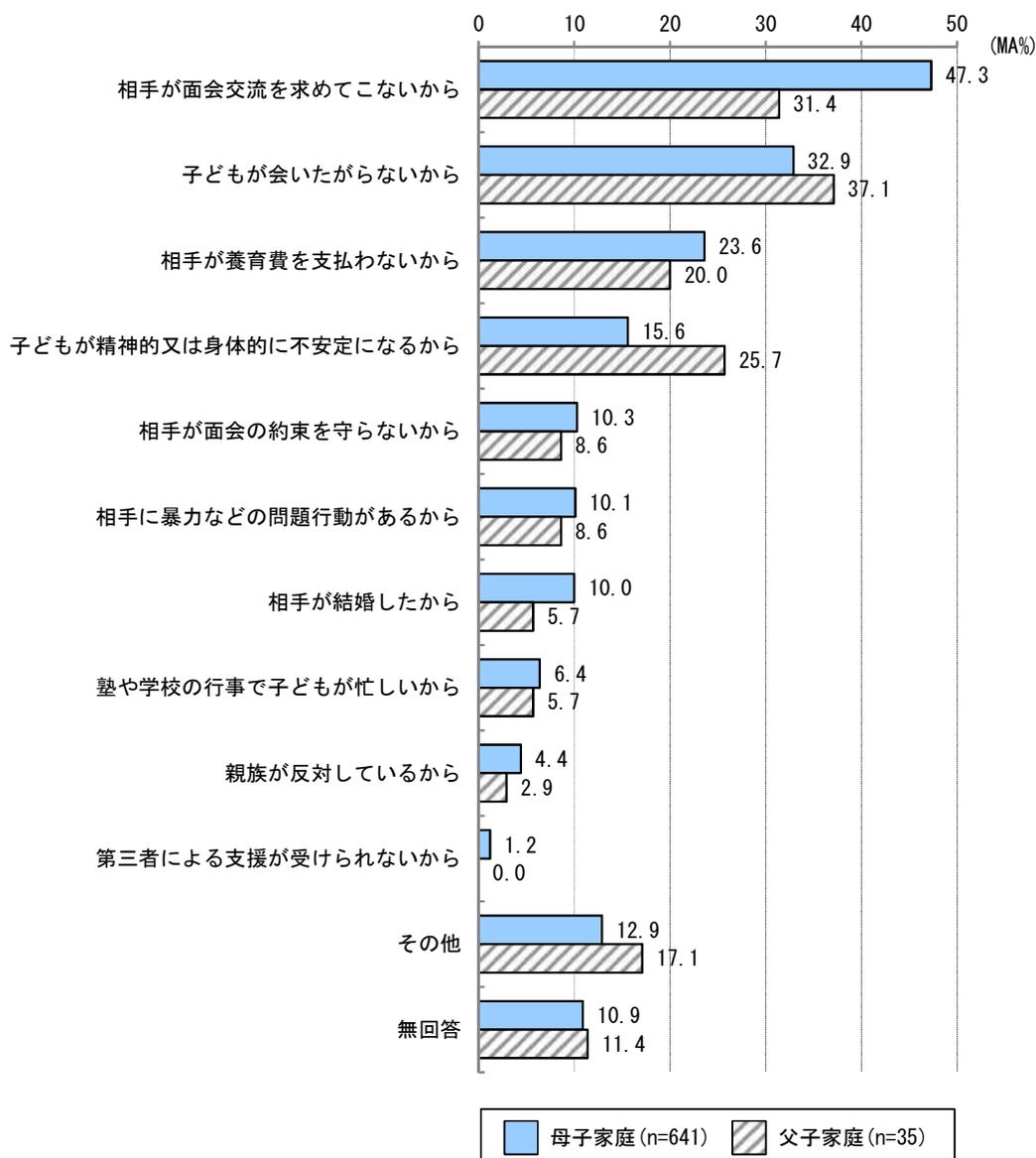


面会交流を行っている又は行っていた人に、その頻度をたずねると、母子家庭・父子家庭とも「月1回程度」が最も多く、母子家庭は31.6%、父子家庭は36.6%となっている。これに次いで、「月2回以上」が、母子家庭で17.1%、父子家庭で28.0%となっており、月1回以上の面会交流がある割合は、母子家庭が48.7%、父子家庭が64.6%となっている。(図 5-4②)

③ 面会交流を実施していない理由

問 37-2 問 37 で「(現在は) 行っていない」と回答した方におうかがいします。
面会交流を行っていない理由は何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

【図 5-4③ 面会交流を実施していない理由】



現在、面会交流を行っていない人に、その理由をたずねると、母子家庭では「相手が面会交流を求めてこないから」が 47.3% で最も多く、次いで「子どもが会いたがらないから」が 32.9%、「相手が養育費を支払わないから」が 23.6% となっている。

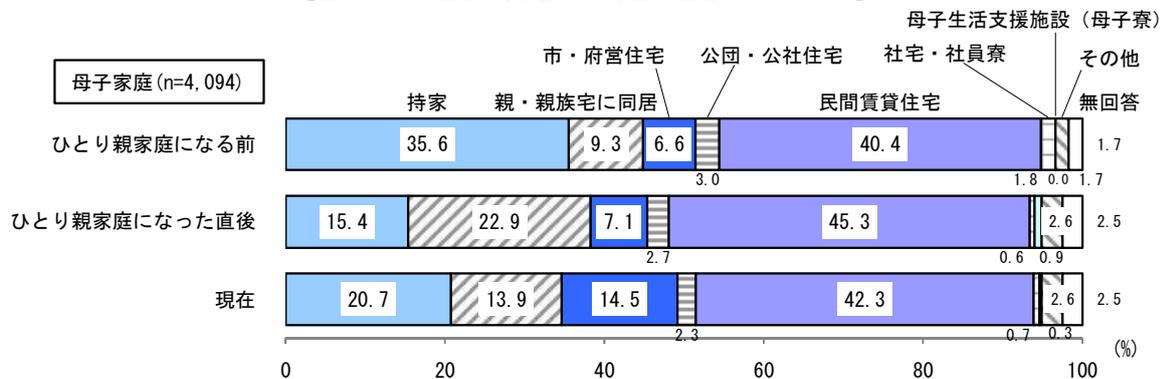
父子家庭では「子どもが会いたがらないから」が 37.1% で最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこないから」が 31.4%、「子どもが精神的又は身体的に不安定になるから」が 25.7% となっている。(図 5-4③)

6. 住居の状況

(1) 住居の変化及び現在の住居

問 38 それぞれの時点における住宅について、それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。

【図 6-1-1 住居の変化及び現在の住居（母子家庭）】



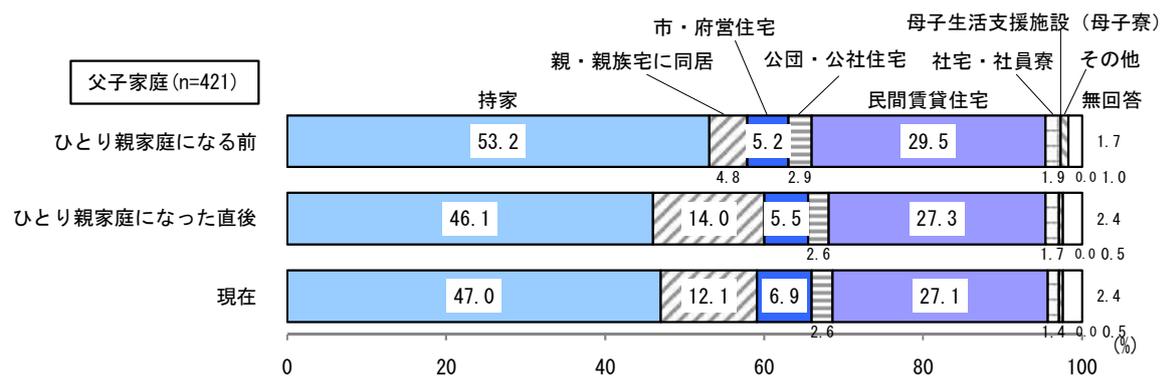
住居の変化及び現在の住居について、母子家庭では、

“ひとり親家庭になる前”は「民間賃貸住宅」が40.4%で最も多く、次いで「持家」が35.6%、「親・親族宅に同居」が9.3%となっている。

“ひとり親家庭になった直後”は、「民間賃貸住宅」が45.3%で最も多く、次いで「親・親族宅に同居」が22.9%、「持家」が15.4%となっている。よって、ひとり親家庭になることで「持家」からの移行が多く、「親・親族宅に同居」の増加に影響している。

“現在”では、「民間賃貸住宅」が42.3%で最も多く、次いで「持家」が20.7%、「市・府営住宅」が14.5%となっている。（図 6-1-1）

【図 6-1-2 住居の変化及び現在の住居（父子家庭）】

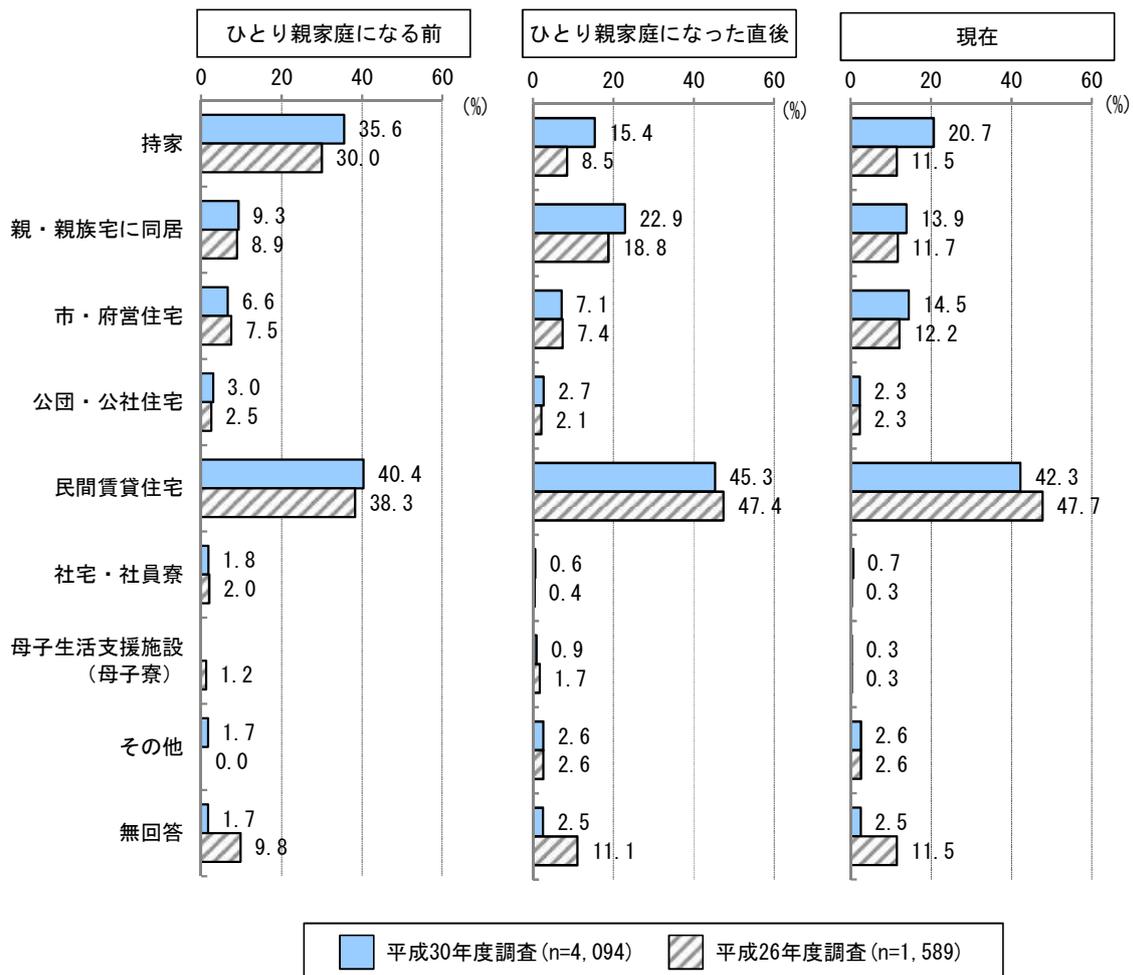


父子家庭では、“ひとり親家庭になる前”は、「持家」が53.2%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅」が29.5%、「市・府営住宅」が5.2%となっている。

“ひとり親家庭になった直後”は、「持家」が46.1%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅」が27.3%、「親・親族宅に同居」が14.0%となっている。よって、ひとり親家庭になることで「持家」からの移行が多く、「親・親族宅に同居」の増加に影響している。

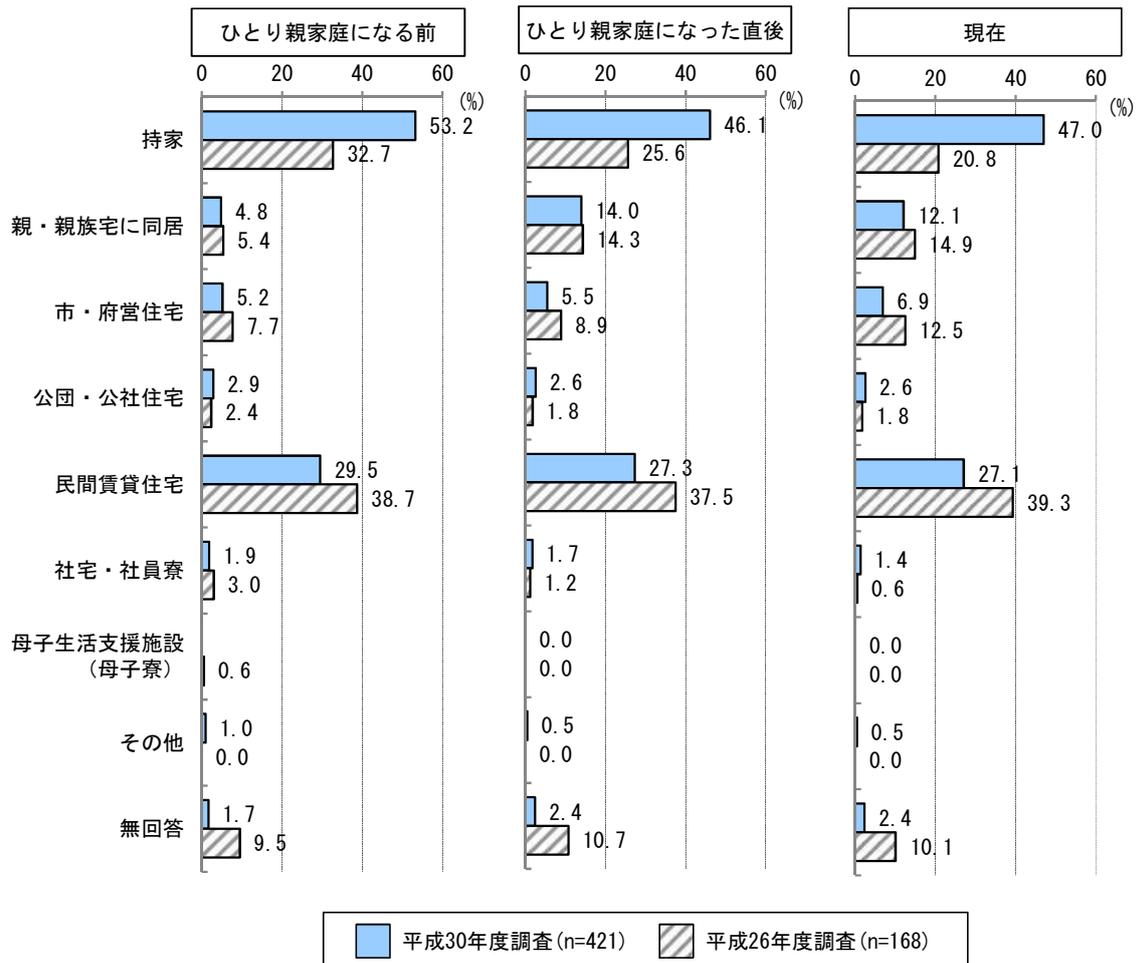
“現在”では、“ひとり親家庭になった直後”から大きな変化はみられない。（図 6-1-2）

【図 6-1-3 経年比較 住居の変化及び現在の住居（母子家庭）】



母子家庭について、住居の変化及び現在の住居を、平成26年度調査と比較すると、“ひとり親家庭になる前”は「持家」「民間賃貸住宅」とも増加しているが、“ひとり親家庭になった直後”から“現在”に至るまで「民間賃貸住宅」は減少傾向にある一方、「持家」が増加傾向にある。（図 6-1-3）

【図 6-1-4 経年比較 住居の変化及び現在の住居（父子家庭）】



父子家庭について、住居の変化及び現在の住居を、平成 26 年度調査と比較すると、“ひとり親家庭になる前” から“現在”に至るまで、「持家」は約 20 ポイント増加しており、「民間賃貸住宅」は約 10 ポイント減少している。（図 6-1-4）

母子家庭について、居住区別でみると、“ひとり親家庭になる前”では多くの区が「持家」または「民間賃貸住宅」で最も多くなっているが、“ひとり親家庭になった直後”では、いずれの区も「持家」は減少し、「親・親族宅に同居」が増加している。また、「民間賃貸住宅」も多くの区で増加しているが、大正区と浪速区は減少している。（表 6-1-5）

【表 6-1-5 居住区別 住居の変化及び現在の住居（母子家庭）】

ひとり親家庭になる前									
	持家	親・親族宅に同居	市・府営住宅	公団・公社住宅	民間賃貸住宅	社宅・社員寮	母子生活支援施設（母子寮）	その他	無回答
北区 (n=145)	32.4	8.3	4.1	3.4	44.8	4.1	-	1.4	1.4
都島区 (n=145)	37.9	7.6	3.4	6.9	37.9	3.4	-	1.4	1.4
福島区 (n=88)	46.6	4.5	0.0	8.0	38.6	0.0	-	1.1	1.1
此花区 (n=105)	36.2	11.4	8.6	13.3	28.6	0.0	-	0.0	1.9
中央区 (n=102)	34.3	8.8	4.9	2.9	42.2	1.0	-	3.9	2.0
西区 (n=126)	35.7	7.1	2.4	0.0	48.4	3.2	-	2.4	0.8
港区 (n=128)	33.6	13.3	4.7	0.8	39.1	3.1	-	3.9	1.6
大正区 (n=109)	33.9	9.2	10.1	5.5	36.7	1.8	-	1.8	0.9
天王寺区 (n=119)	34.5	7.6	1.7	2.5	47.1	0.8	-	1.7	4.2
浪速区 (n=83)	20.5	10.8	9.6	1.2	51.8	2.4	-	1.2	2.4
西淀川区 (n=127)	40.9	11.0	5.5	0.0	36.2	1.6	-	2.4	2.4
淀川区 (n=218)	37.2	8.3	4.1	0.9	44.0	2.8	-	1.4	1.4
東淀川区 (n=284)	26.8	9.5	12.3	3.5	42.6	0.7	-	1.8	2.8
東成区 (n=128)	43.0	13.3	1.6	1.6	34.4	2.3	-	2.3	1.6
生野区 (n=195)	37.9	12.8	3.1	1.0	37.9	2.1	-	2.1	3.1
旭区 (n=126)	39.7	7.1	6.3	2.4	39.7	0.8	-	3.2	0.8
城東区 (n=268)	35.4	8.6	5.6	3.4	42.2	2.2	-	1.5	1.1
鶴見区 (n=195)	39.5	9.7	11.8	4.1	30.8	2.1	-	0.5	1.5
阿倍野区 (n=147)	43.5	9.5	3.4	2.7	35.4	2.0	-	1.4	2.0
住之江区 (n=203)	34.5	8.9	10.8	7.4	36.9	0.5	-	0.5	0.5
住吉区 (n=249)	32.1	5.2	6.8	1.2	49.4	0.8	-	3.2	1.2
東住吉区 (n=231)	35.9	9.5	1.3	2.6	45.9	2.6	-	0.9	1.3
平野区 (n=396)	35.1	9.1	12.1	1.5	38.6	1.3	-	1.0	1.3
西成区 (n=145)	37.2	14.5	6.9	0.7	35.2	1.4	-	1.4	2.8

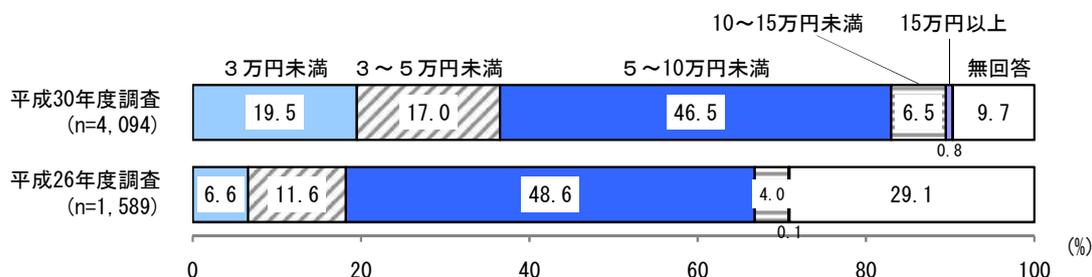


ひとり親家庭になった直後									
	持家	親・親族宅に同居	市・府営住宅	公団・公社住宅	民間賃貸住宅	社宅・社員寮	母子生活支援施設（母子寮）	その他	無回答
北区 (n=145)	20.0	20.0	3.4	6.9	44.1	2.1	0.0	1.4	2.1
都島区 (n=145)	20.0	23.4	5.5	7.6	40.0	1.4	0.0	0.0	2.1
福島区 (n=88)	18.2	31.8	0.0	1.1	45.5	0.0	0.0	2.3	1.1
此花区 (n=105)	21.9	21.0	6.7	12.4	32.4	0.0	1.0	1.9	2.9
中央区 (n=102)	14.7	19.6	1.0	0.0	56.9	0.0	1.0	4.9	2.0
西区 (n=126)	15.9	20.6	0.8	0.0	56.3	2.4	0.0	1.6	2.4
港区 (n=128)	14.8	24.2	7.8	2.3	45.3	1.6	0.0	2.3	1.6
大正区 (n=109)	14.7	31.2	12.8	8.3	29.4	0.9	0.0	0.0	2.8
天王寺区 (n=119)	16.0	19.3	2.5	2.5	52.1	0.0	0.0	2.5	5.0
浪速区 (n=83)	8.4	21.7	9.6	2.4	47.0	0.0	1.2	3.6	6.0
西淀川区 (n=127)	18.9	22.8	5.5	0.8	44.9	0.0	0.0	4.7	2.4
淀川区 (n=218)	17.9	22.9	6.0	0.0	48.2	0.9	0.0	1.4	2.8
東淀川区 (n=284)	8.8	21.5	13.4	3.9	45.1	0.0	2.1	1.8	3.5
東成区 (n=128)	21.1	23.4	1.6	0.8	40.6	1.6	3.1	4.7	3.1
生野区 (n=195)	12.3	25.1	1.5	0.5	50.8	2.1	0.0	5.1	2.6
旭区 (n=126)	19.8	23.0	7.1	2.4	44.4	0.0	0.0	2.4	0.8
城東区 (n=268)	15.3	24.6	4.9	3.0	45.9	0.0	0.7	2.6	3.0
鶴見区 (n=195)	19.5	26.2	13.8	2.1	32.3	0.0	2.6	2.1	1.5
阿倍野区 (n=147)	17.7	27.9	2.0	2.0	41.5	0.7	2.7	3.4	2.0
住之江区 (n=203)	13.3	19.7	12.8	6.4	42.4	0.5	1.0	2.5	1.5
住吉区 (n=249)	12.0	21.7	4.8	1.2	53.8	0.4	1.6	2.8	1.6
東住吉区 (n=231)	16.9	22.9	1.3	2.2	50.6	0.0	0.9	3.0	2.2
平野区 (n=396)	11.4	18.7	16.2	1.0	46.2	0.8	0.5	3.3	2.0
西成区 (n=145)	17.2	27.6	5.5	0.0	41.4	0.7	0.7	2.1	4.8

(2) 住宅費の状況

問 39 現在の住宅について、あなたが負担している住宅費（家賃、ローン等）を記入してください。（家賃の方は共益費を除いてください）

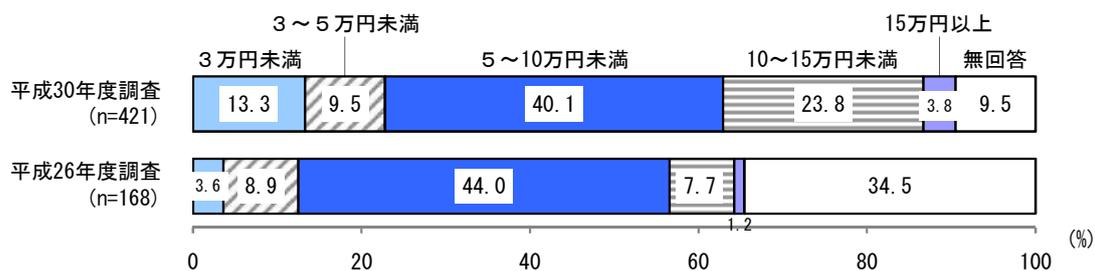
【図 6-2-1 経年比較 住宅費の状況（母子家庭）】



住宅費について、母子家庭では「5～10万円未満」が46.5%で最も多く、次いで「3万円未満」が19.5%となっており、平均額は約5.3万円となっている。

平成26年度調査と比較すると、「3万円未満」が12.9ポイント、「3～5万円未満」が5.4ポイント増加している。（図 6-2-1）

【図 6-2-2 経年比較 住宅費の状況（父子家庭）】

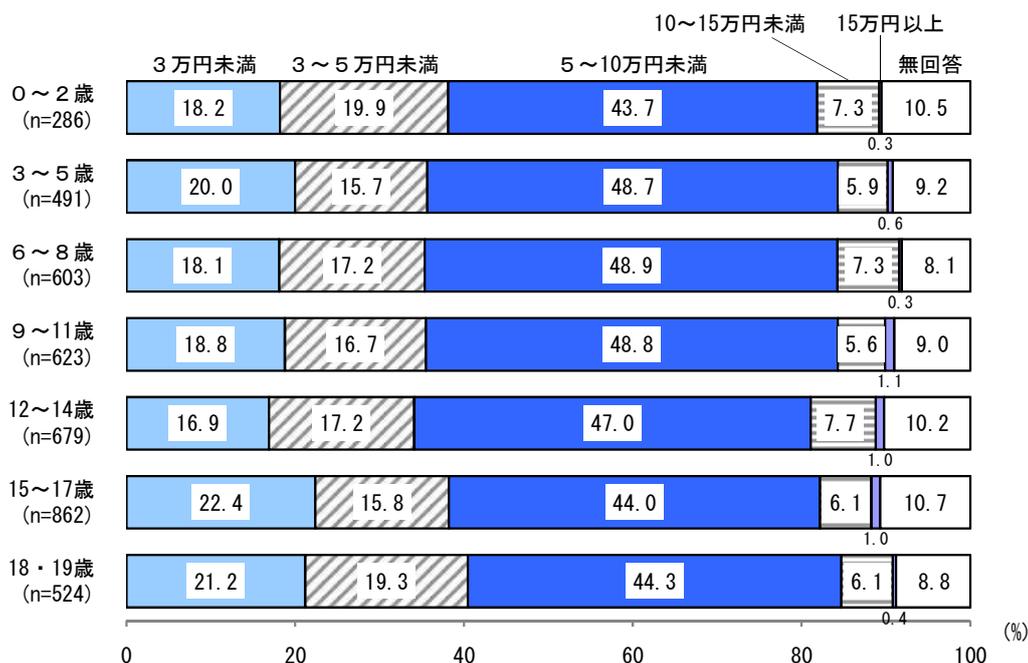


父子家庭では、「5～10万円未満」が40.1%で最も多く、次いで「10～15万円未満」が23.8%となっており、平均額は約7.4万円となっている。

平成26年度調査と比較すると、「10～15万円未満」が16.1ポイント、「3万円未満」が9.7ポイント増加している。（図 6-2-2）

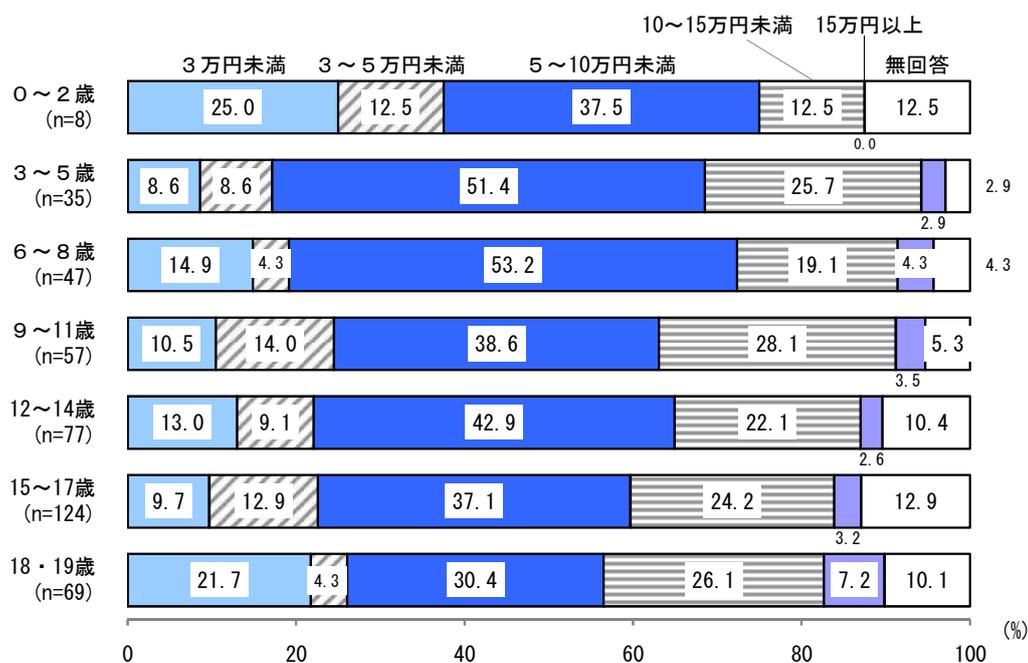
母子家庭について、末子の年齢別でも大差はみられない。(図 6-2-3)

【図 6-2-3 末子の年齢別 住宅費の状況 (母子家庭)】



父子家庭について、末子の年齢別で見ると、末子の年齢にかかわらず「5~10万円未満」が最も多くなっているが、末子が年長になるほど割合が低くなっている。一方、5万円未満の割合は、末子が年長になるほど高い傾向にある。(図 6-2-4)

【図 6-2-4 末子の年齢別 住宅費の状況 (父子家庭)】

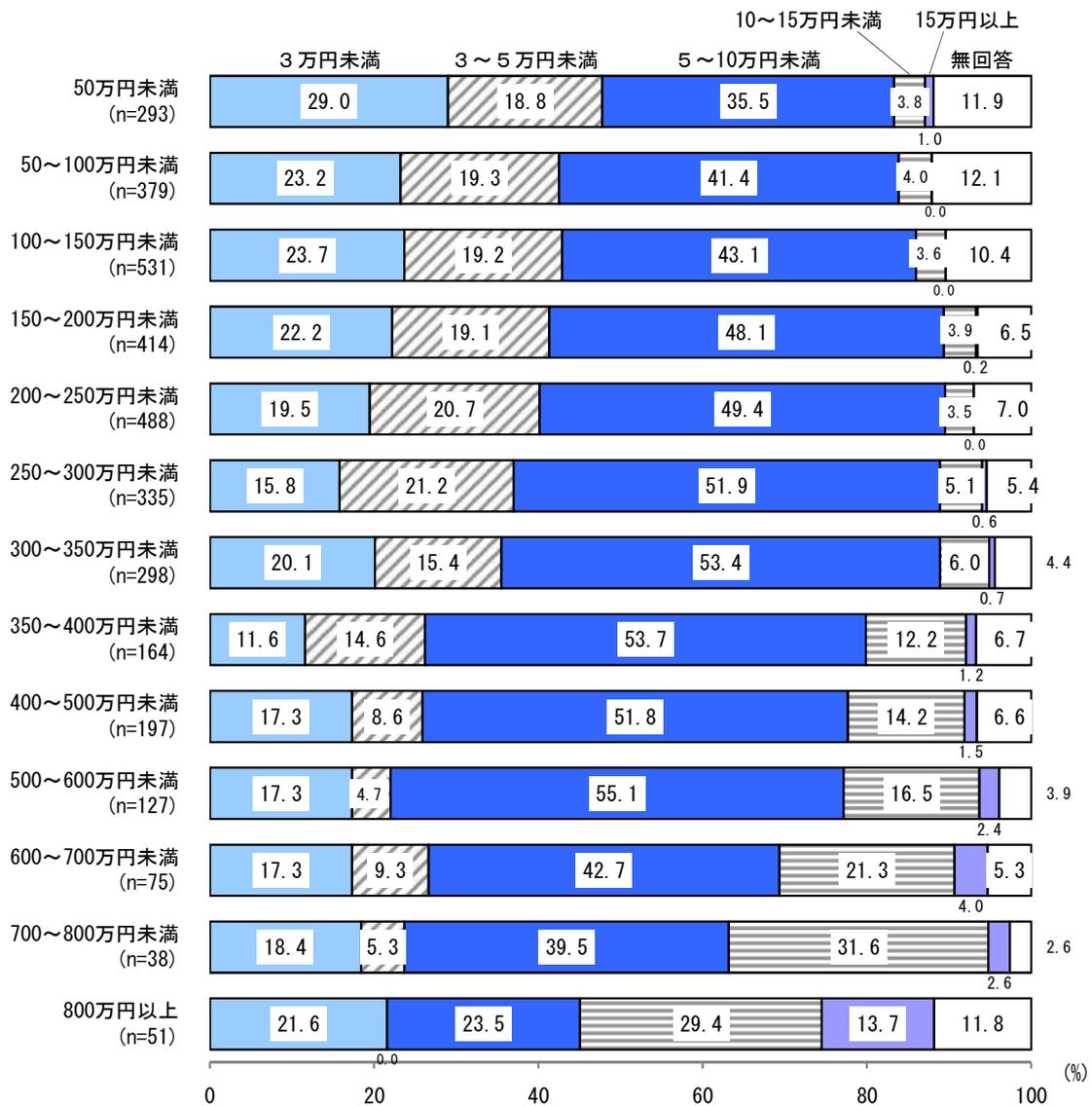


母子家庭について、自身の年間総収入別で見ると、年収 800 万円未満の世帯では「5～10 万円未満」が最も多く、年収 800 万円以上の世帯では「10～15 万円未満」が最も多くなっている。

また、月額 5 万円未満は、年収 350 万円未満の世帯で 3～4 割台を占めているが、年収が高額になるほど割合が低くなっている。

なお、年収 350 万円以上になると、月額 5 万円未満が 2 割台になり、月額 10 万円以上は年収が高額になるほど割合が高くなっている。(図 6-2-5)

【図 6-2-5 自身の年間総収入別 住宅費の状況（母子家庭）】

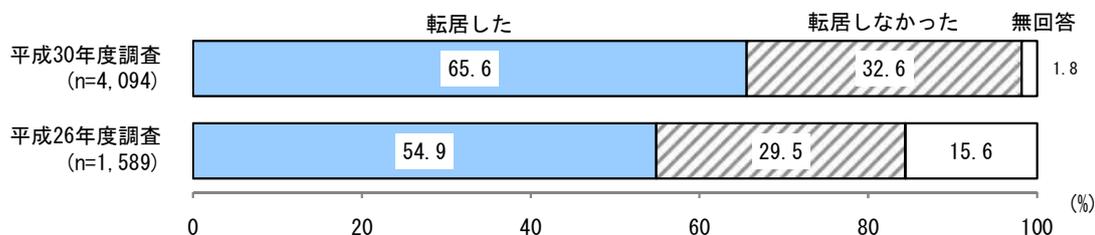


(3) ひとり親家庭になったときの転居

① ひとり親家庭になった前後の転居の有無

問 40 ひとり親家庭になったとき、転居しましたか。(○は1つ)

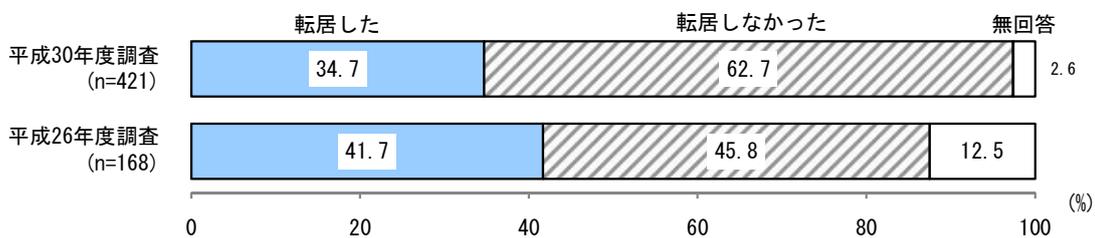
【図 6-3①-1 経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無 (母子家庭)】



ひとり親家庭になったときに転居したかについて、母子家庭では「転居した」が65.6%、「転居しなかった」は32.6%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「転居した」が10.7ポイント増加している。(図6-3①-1)

【図 6-3①-2 経年比較 ひとり親家庭になった前後の転居の有無 (父子家庭)】



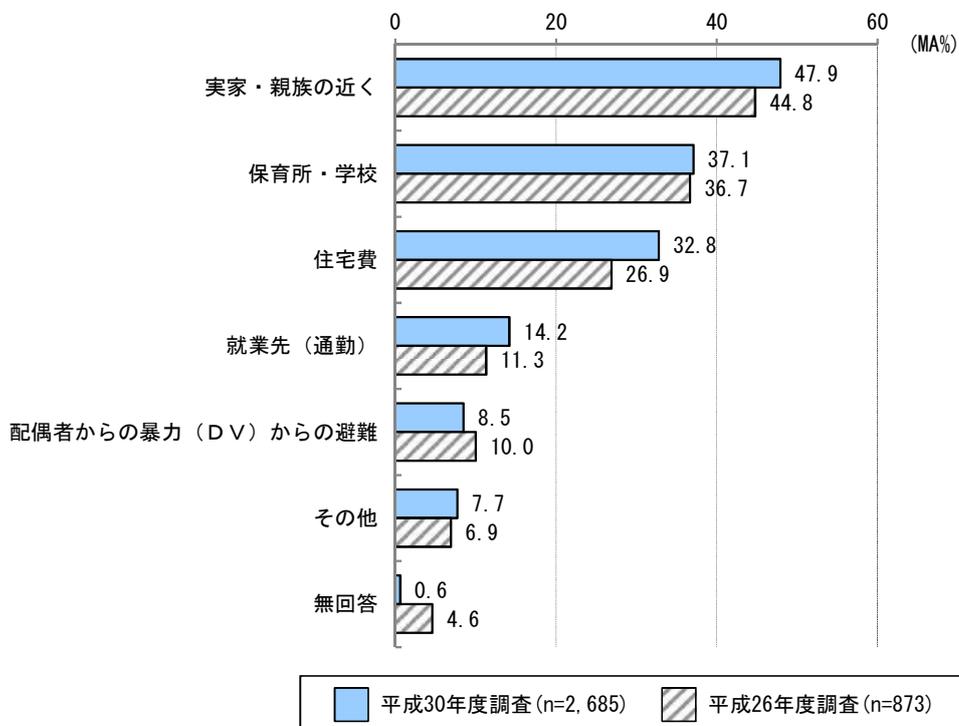
父子家庭では「転居しなかった」が62.7%を占めており、「転居した」は34.7%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「転居した」は7.0ポイント減少しており、「転居しなかった」が16.9ポイント増加している。(図6-3①-2)

② 転居に際して重視した内容

問 40-1 問 40 で「転居した」と回答した方におうかがいします。
 転居先を決めるときに、重視した事項は何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

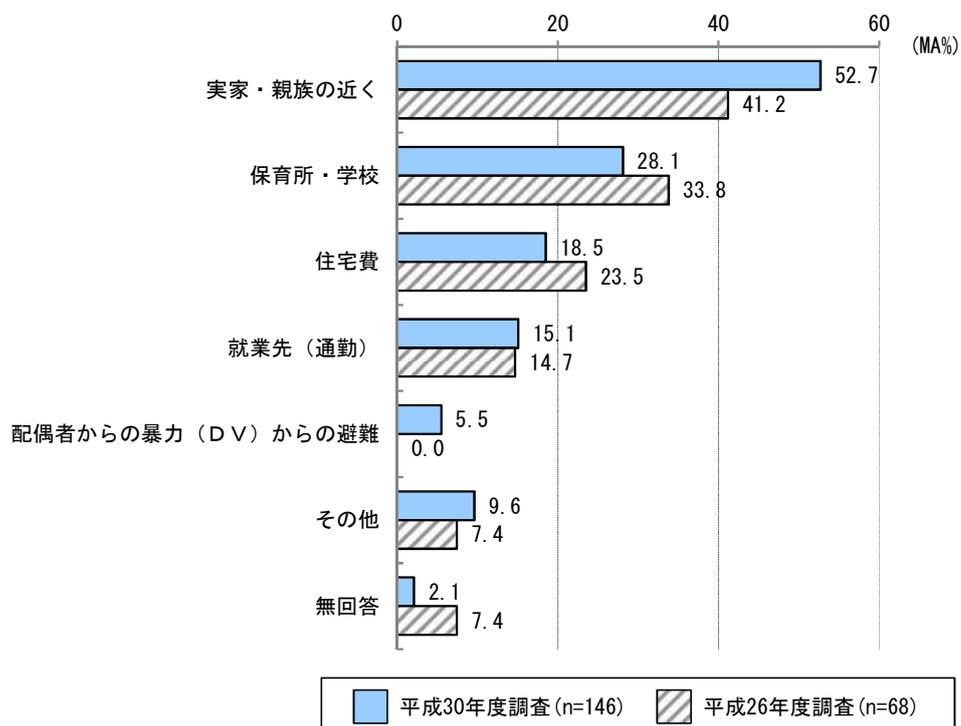
【図 6-3②-1 経年比較 転居に際して重視した内容 (母子家庭)】



ひとり親家庭になって転居した人に、その際に重視した内容をたずねると、母子家庭では「実家・親族の近く」が47.9%で最も多く、次いで「保育所・学校」が37.1%、「住宅費」が32.8%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「住宅費」が5.9ポイント増加している。(図 6-3②-1)

【図 6-3②-2 経年比較 転居に際して重視した内容（父子家庭）】



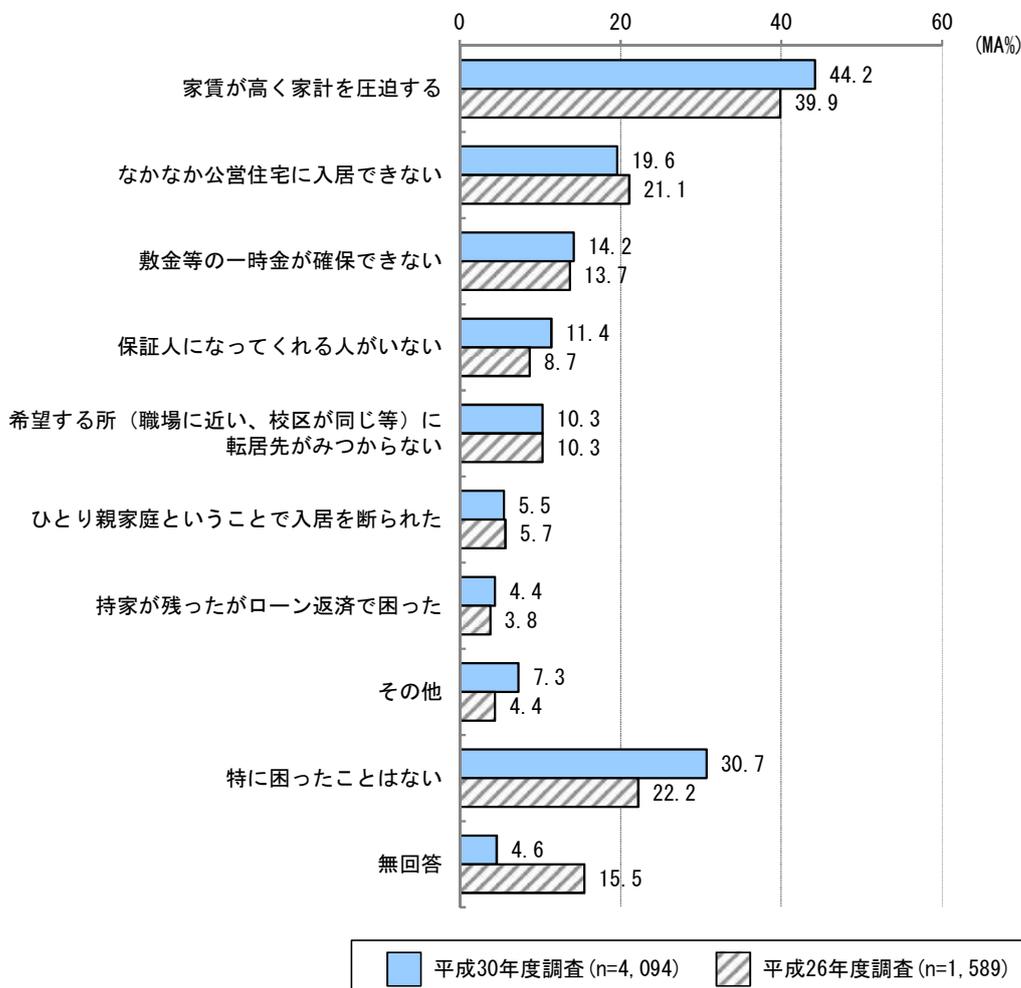
父子家庭では、「実家・親族の近く」が52.7%で最も多く、次いで「保育所・学校」が28.1%、「住宅費」が18.5%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「実家・親族の近く」が11.5ポイント、「配偶者からの暴力（DV）からの避難」が5.5ポイント増加しており、「保育所・学校」は5.7ポイント、「住宅費」は5.0ポイント減少している。（図 6-3②-2）

(4) ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと

問 41 ひとり親家庭になってから、住まいのことで何か困ったことがありましたか。
(○はあてはまるものすべて)

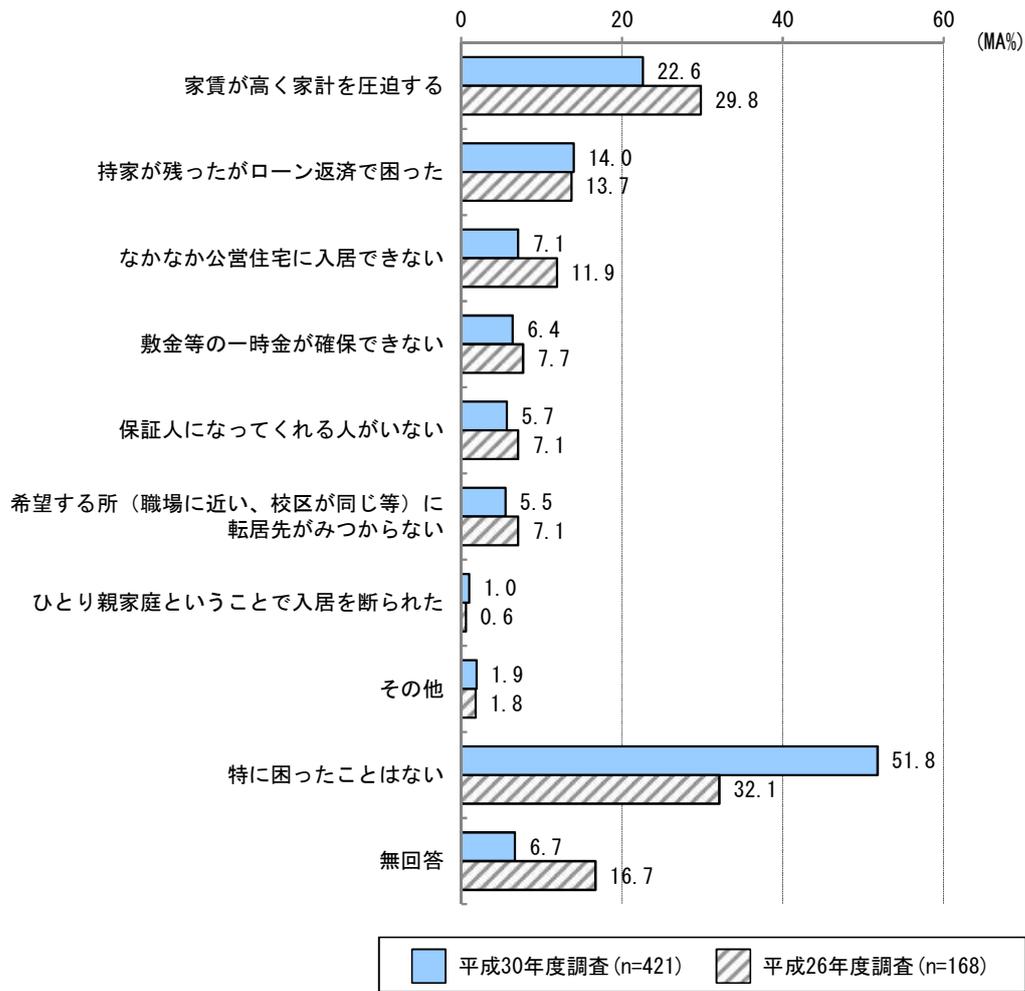
【図 6-4-1 経年比較 ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと (母子家庭)】



ひとり親家庭になってから住居に関して困ったことについて、母子家庭では「家賃が高く家計を圧迫する」が44.2%で最も多く、次いで「特に困ったことはない」が30.7%、「なかなか公営住宅に入居できない」が19.6%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「特に困ったことはない」が8.5ポイント増加している。(図 6-4-1)

【図 6-4-2 経年比較 ひとり親家庭になってから住居に関して困ったこと（父子家庭）】



父子家庭では「特に困ったことはない」が51.8%を占めており、困ったことがある人では「家賃が高く家計を圧迫する」が22.6%で最も多く、次いで「持家が残ったがローン返済で困った」が14.0%となっている。

平成26年度調査と比較すると、「特に困ったことはない」が19.7ポイント増加しており、「家賃が高く家計を圧迫する」は7.2ポイント減少している。(図 6-4-2)